平成18年第2回竜王町議会定例会(第3号)

平成18年6月14日 午前9時00分開議 於 議 場

1 議事日程(第3日目)

日程第 1 請願の撤回

(請第1号 教育基本法の「改正」案に関する請願)

日程第 2 一般質問

一般質問

1	水稲の生産調整について	村井幸夫議員
2	農産物の農薬残留基準について	村井幸夫議員
3	子ども議会または女性議会の開催について	村井幸夫議員
4	学校の耐震改修について	勝見幸弘議員
5	一部事務組合の施設誘致について	勝見幸弘議員
6	篠原駅と駅前の改修整備について	若井敏子議員
7	町の霊園整備について	若井敏子議員
8	竜王郵便局の集配廃止について	若井敏子議員
9	気軽に利用できる住民相談日の設置を	若井敏子議員
10	平成17年度町一般会計等の決算見込みについて	川嶋哲也議員
11	滋賀県版経済振興特別区域「竜王町区域」の	
	計画の進捗状況について	川嶋哲也議員
12	少子化対策について	川嶋哲也議員
13	担い手、認定農業者の要件について	近藤重男議員
14	竜王町の都市核(生活拠点)づくりについて	山田義明議員
15	町内にコミュニティバスを	岡山富男議員
16	機構改革に伴う事務事業効率化は	岡山富男議員
17	教職員体制について	岡山富男議員

2 会議に出席した議員(12名)

寺 島 健 川嶋哲也 1番 2番 3番 勝 見 幸 井 弘 4番 村 幸 夫 近藤 男 夫 5番 重 6番 啚 司 重 7番 若 井 敏 子 9番 辻 川 芳 治 岡山富 男 10番 11番 西 隆 12番 山田義明 13番 中島正己

3 会議に欠席した議員(1名)

8番 竹山兵司

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 山口喜代治 助 役 勝 見 久 男 教 育 長 岩 井 實 成 総務政策主監 佐 武 橋 口 住民福祉主監 池田 純一 産業建設主監 \equiv 崎 和 男 政策推進課長 小 西 久 次 総務 課 青 木 進 長 生活安全課長 福 山忠雄 住民税務課長 山添登代一 健康推進課長 祉 課 北川治郎 福 長 松浦つや子 産業振興課長兼農 川部治夫 建設水道課長 田中秀樹 業委員会事務局長 竹山喜美枝 納 室 育 村地半治郎 出 長 教 次 長 松村佐吉 教 育 課 長

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 布 施 九 蔵 書 記 古 株 三 容 子

開議 午前9時00分

〇議長(中島正己) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって定足数に達していますので、これより平成18年第2回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。

~~~~~

## 日程第 1 請願の撤回

# (請第1号 教育基本法の「改正」案に関する請願)

**〇議長(中島正己)** 日程第1 請願の撤回の件を議題といたします。

皆さんのお手元に配付いたしましたように、請第1号について、請願者から取 下申出書が提出されました。

お諮りいたします。ただいま議題となっています請願の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

#### 「「異議なし」の声あり〕

**〇議長(中島正己)** ご異議なしと認めます。よって、請願の撤回の件を許可することに決定いたしました。

なお、本件は総務教育民生常任委員会へ審査を付託いたしておりましたが、付 託がなくなりましたので、そのようにご承知願います。

#### 日程第 2 一般質問

**〇議長(中島正己)** 日程第2 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に、要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問願います。

それでは、4番、村井幸夫議員。

○4番(村井幸夫) 久しぶりの一般質問で、少し緊張しておりますし、また要領が得ないかもわかりませんけれども、ご回答の方よろしくお願い申し上げます。私は、農業を主体とした兼業農家の一人として、また平成15年度の一般質問の際の確認をという意味で、3問の質問をさせていただきます。

まず1点目に、水稲の生産調整についてをお伺いしたいと思います。早苗の植付けも、町の大部分で終わったようであります。厳しい農業情勢とは言え、農業は竜王町の基幹産業として、農家のご協力を得ながら進んでいるところでございます。

ここで伺いたいと思います。水稲の生産調整は何のためにするのですか。農家の方は苗の植付けが終わって、一息つく間もなく、また麦後水稲の準備に追われました。今日、米の消費の減少で、米余りのために減反しているのだと思っておりますが、そこでまた、麦作後水稲対策についてお伺いをするところでございます。

県下および近隣地域で実施されているところ、ならびにその作付け条件がわかれば教えていただきたいと思います。また、それらに対処されているのはJAですか。それとも行政ですか。ご所見をお伺いしたいと思います。

- **〇議長(中島正己)** 川部産業振興課長。
- **○産業振興課長(川部治夫)** 村井議員さんの、水稲の生産調整についてのご質問に お答え申し上げたいと思います。

ご承知いただいておりますように、30年間続いた米の生産調整を根本から見直す「米政策改革大綱」が、平成14年12月に農林水産省において決定されたところであります。

平成16年度から始まりました米政策改革大綱については、米の過剰基調が在庫の増加や米価の低下をもたらしている状況に鑑み、米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場原理の考えに立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図り、需給調整のシステム、流通制度、生産構造政策まで視野に入れた改革となっています。

また、この大綱は「米づくりの本来あるべき姿」を平成22年までという目標年次に向けて着実に実現し、21世紀に我が国の食料供給体制を築き上げようというものであります。まず、平成15年度を1年間の準備期間と位置づけ、農業者と生産者団体がそれぞれの地域ごとで話し合い、地域・集落ごとの米づくりのあるべき姿の目標づくり、ビジョンづくりを行っていただき、平成16年度からはその取り組みを本格化していただき、いち早く実現する地域、遅れる地域も含めて、平成22年度には「米づくりのあるべき姿」を農業者と農業者団体が自主的・主体的に取り組むシステムとして実現しようとするものです。

こうした国の大綱を受けまして、本町では平成15年度に各集落において農談会を開催し、農家皆さま方に説明を申し上げ、各集落農事改良組合長全員および町農業委員会、JAをはじめとする各農業団体・機関の代表者からなる「竜王町地域水田農業推進協議会」におきまして、竜王町の米づくりのあるべき姿として、平成16年4月に目標年次を平成22年度とした「竜王町地域水田農業ビジョ

ン」を策定して、国から交付されます水田農業構造改革交付金の使途として産地 づくり対策を定め、16年度から本年度までとする生産調整を、町内各集落営農 組織ならびに農家の皆さま方のご理解とご協力により取り組みをしていただい ているところであります。

16年度からの生産調整につきましては、従来の面積による調整から、米の生産目標数量により調整する方式に転換され、国の助成措置については、全国一律の助成体系から、地方分権の新たな発想のともに地域自らが考えて行動する構造改革の地域提案型の助成として「産地づくり推進交付金」、規模拡大等の経営改善努力を行う担い手を対象にした「担い手の経営安定対策」等が創設されたところでございます。

そうしたことで、ご質問いただいております第1点目の「水稲の生産調整は何のためにするのか」につきましては、米の需給バランスをとるために行っていただいているものであります。先にお答え申し上げましたように、国の大綱に基づき、米の過剰基調が在庫の増加や米価の低下をもたらしている状況に鑑み、米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場原理の考えに立って、需要に即した米づくりを推進するためのものでございます。

それから、2点目のご質問であります「麦作あと水稲対策」であります。いわゆる麦あと水稲という取り組みでございますけれども、米の生産量が生産目標数量より少ないと、次年度の配分ではマイナスの要素となり、その地区では配分しただけの需要がないと判断されるために、米の生産量をできるだけ米の生産目標数量・各集落への配分量に近づけるために行っているものであります。

また、米の配分の時期が麦の播種時期より遅いため、麦あと水稲の取り組みをしていただくことになったものでございます。

3点目のご質問であります「県下および近隣地域での実施状況、作付け条件」 につきましては、麦あと水稲は、近隣および県下ではほとんどの地域で取り組ま れております。

また、作付け条件では、水田農業構造改革交付金、いわゆる産地づくり対策では、本来は麦、大豆等飼料作物は一般作物として助成をいたしておりますが、麦あと水稲につきましては、麦作推進助成として10a当たり1万5,000円の助成をいたしております。

近隣では、近江八幡市が10a当たり6,000円、ならびに東近江市五個荘地域では、特定農業団体および一定要件を満たす作業受託組織で、麦あとの水稲を協業

化する団体に10万円が助成されているところであります。

最後に、4点目の質問であります「水稲の生産調整の対処」につきましては、 先に申し上げましたように、各集落農事改良組合長全員および町農業委員会、J Aをはじめとする各農業団体・機関の代表者からなる「竜王町地域水田農業推進 協議会」において対処をしていただいておるところでございます。以上、村井議 員さんへの回答とさせていただきます。

- **〇議長(中島正己)** 4番、村井幸夫議員。
- ○4番(村井幸夫) 今、産業振興課長から丁寧に説明をしていただいたわけでございますけれども、大変、現在のギャップと言いますか、帳面の上では全くそのようになっているのですけれども、我々直接米に携わっている者にいたしましては、米が余っていると、滋賀県の米の評価がだいぶん低いところでもございますけれども、これはどこの機関が努力を怠ったのかもわかりませんけれども、一概に言えないと思いますけれども、大変厳しい状況をされておるわけでございます。

滋賀県におきましても、ご承知のとおり竜王町の基幹産業は農業と同じように、 滋賀県どこに行ってもだいたい、都市部を除いて、都市部と言いましても最近合 併いたしましたので、農村部が多いわけでございます。大変、米によって生計を 立て、またそれで、先ほど申し上げましたように、兼業で進められておるわけで ございます。米の今の悪化によりまして、息子がやむなく遠いところまで出て行 かなければ、専業で農業をしようと思うと大変基盤も小さいものでございますの で、大変困ったものでございますけれども、そういうようなところから考えます と、竜王町もこれからいろいろな手立てをしてもらわないと、若者が流出してい くというような懸念にもなると考えるところでもございます。

国の農業に対する施策は、我々農業者にとっても大変不足で身に余る施策であると言うしかないのでございます。竜王町もそうでございますけれども、今後の農業経営をしていく、特に滋賀県や竜王町は農業を主体にして兼業農家が多く立地していますので、大型農家や集落営農対策を今取り組んでいただいておるところでもございますけれども、大規模農家も、我々こういう家族的農業があってこそお互いにできるものでございまして、専業農家になると大変また厳しい面もあるものと思われますし、また、集落営農においても、取り組める集落と取り組めない集落、さまざまな要素を備えておるわけでございます。

そこでお伺いしたいと思いますけれども、今回のような麦作のあとの水稲栽培 等でも、後継者対策で確かにマイナス面が多いと思われるのですけれども、こう いう点についてこれから行政としては、今の大規模集落営農に移行していかなければならないところでもございますけれども、今のような家の手伝いをしてもらうというような若者が段々遠のいていくというような対策に対しまして、どのような考えを持っておられるのか、聞きたいと思います。

- 〇議長(中島正己) 川部産業振興課長。
- **○産業振興課長(川部治夫)** ただいま、村井議員さんから再質問の中で、現状の竜 王町だけではないのでございますけれども、今、若者が農業離れの中でどういう 対策等を打っていくのかというお話でございますけれども、ご承知いただいてお りますように、国の方では平成19年度から新たな品目横断的安定対策という中 で、担い手、さらには特定農業団体を含めて、さらに集約をしていこうというこ とが言われておりますし、従来の個々の農家から集積をしながらということが言 われているわけでございますし、そういう意味では、今、私ども、それぞれの集 落の方でできるだけ集落営農をしていこうと。ただ単に農業経営だけではなくし て、やはり地域の農業を、荒廃地などをなくして先祖代々の田地を残していこう という部分もございますので、できるだけ集落営農を組織していただき、特定農 業団体をつくっていただく中で、そこに若者が魅力的に働けるような、そういう ようなまず体制づくりをしていっていただくということを着眼に置いて、今進め をさせていただいておりますので、行政としてもそれなりに、今後、私ども行政 だけではなくてIAさんも含めて、そういう方向での推進に今あたっておるとこ ろでございますので、できるだけそういう組織をつくっていただき、地域地域で やはり農業を守っていただくと。その中に若者が魅力的に働けるような、そうい う体制を今の段階からつくるということが大事ではないかなと考えておますの で、よろしくお願いしたいと思います。以上、回答とさせていただきます。
- **〇議長(中島正己)** 村井幸夫議員。
- ○4番(村井幸夫) 米余り現象が、現実、減反に協力して、それでは補助金が払えないから再び水稲をというような感じに我々はとれるようなものでございます。米の生産調整をしながら、また水稲を植えるというようなことは、米余り減少に余計に拍車をかけているようなものに我々はとっておるところでございます。今後の対応にもいろいろと行政から、そういうような方針で臨んでいただく。また、進言をしていただきたいと思うものでございます。

補助金をもらって、収入を得られても、我々農業者としてはあまり影響がございません。補助金をもらった金がみんな資材費に飛んでしまうのが、我々の昨今

でございます。農業だけをしていると、余計に家庭的・経済的にも苦労するというようなのが今の農家の現状ではないかと思うところでございます。なかなか今、山口町政では、若者が住んでほしいと。特に住宅ではなくて農業者の若者がたくさん、今でもいるところでございますけれども、我々といたしましても、そういうことに大変、後継者がないということに大変頭を痛めておるところでございます。大農家、また集落営農にしても、今は団塊社会の皆さま方のがんばりでいろいろと事業が進んでおるわけでございますけれども、そのあとの後継者というのは、どこを見ていただいても、確かに大規模農家ではがんばっておられる農家も見受けられるところもございますけれども、そういうことはまれでございますので、これからの農業に、竜王町の発展のために、農業行政になお一層力を入れていただくことをお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきたいと思います。

- **〇議長(中島正己)** 4番、村井幸夫議員。
- **〇4番(村井幸夫)** 第2点目に、お伺いしたいと思います。農産物の農薬残留基準 についてをお伺いしたいと思います。

平成18年5月29日、最近でございますけれども、施行されました食品衛生 法において、残留農薬基準の対象範囲が拡大されたほか、残留基準が設定されて いない農薬の場合でも、一定の基準を超えて検出されると、その野作物の流通は 原則として禁止されることとなりました。

これまで基準になかった農薬について基準が設定されて、厳しいものでは 0.01ppm となったようです。これは1億分の1というようなことでございますの で、この数値は、隣のほ場や畦で農薬を使用しても、飛散し検出される可能性が あると聞いております。他人の散布した農薬で食品衛生法違反となるようでございます。

これらを踏まえ、行政としてどこまで農薬使用者の皆さんの指導をされるのですか。それとも、農業のことだからJAに委ねられるのですか。ご所見をお伺いしたいと思います。

- **〇議長(中島正己)** 川部産業振興課長。
- **○産業振興課長(川部治夫)** 引き続きまして、村井議員さんの、農産物の農薬残留 基準についてのご質問にお答えいたします。

既にご高承いただいておりますとおり、平成15年の食品衛生法改正によって 導入が決まりました残留農薬基準のポジティブリスト制度が、今年5月29日か ら施行されたところであります。 残留農薬のポジティブリスト制度は、食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を、原則禁止する制度であります。そうしたことから、特に本町では、町内各生産組合に加入され、道の駅、アグリパーク、JA等に野菜を出荷販売されている農家の方々には、これからは農薬散布にあたっては、これまで以上に十分な注意をお願いするものであります。

この制度導入にかかる法改正の背景には、BSEや冷凍ホウレンソウの残留農薬問題など、食の安全性が大きな問題になったことがあります。残留農薬基準については、これまで日本で使われている農薬は残留基準を決めていましたが、海外には日本で使われていない農薬もあり、食品として輸入された場合に規制することができませんでした。そこで、安全性をきちんと確保する仕組みとして、国内外で基準があるものについては、改めて残留基準を設定し、残留基準のない農薬は一律に規制されました。また、健康を害する恐れがないと判断された農薬は、規制からはずされることになりました。

現在、既に残留基準が設定されている農薬についは、この5月29日以降もそのまま適用されますが、基準が設定されていない場合、その一部は国内外の基準を踏まえて暫定的な基準が設けられます。これら以外の農薬には、一定量の基準が一律に適用されます。この「一定量」とは、人の健康を損なう恐れのない量として、厚生労働大臣が定める量として、先ほどもご質問にありましたように、原則 0.01ppm とされており、作物 1 kgに含まれる 0.01mg の農薬成分量を意味しております。これは例えますと、10 トンダンプ 10 台に対して1円玉の重量の比率と同じであると言われておるところでございます。これを超える残留は認められないということで、この対象には、加工食品も含まれているところでございます。

仮にこの基準値を超える残留農薬が検出された場合、安全性が損なわれたということで、販売・流通禁止や回収、損害賠償などの措置がとられます。既に、今月5日に輸入された中国産スナップエンドウから基準を超える残留農薬が検出されたということで、第1号ということで言われたところでございますけれども、第1号の違反ということで、そういう意味で今回明らかになったところでございます。

そうしたことから、野菜生産出荷されている当事者だけでなく、議員仰せの、 他人の散布した農薬が飛散して食品衛生法違反になることがありますから、これ まで以上に農薬散布に対する注意が求められることになりました。

こうしたことから、ご質問をいただいております、このポジティブリスト制度

にかかる指導につきましては、既に行政・JAを通じて町内で出荷販売をされている各生産組合に対しましては、この制度にかかる農薬散布に対する指導をいたしており、既に生産組合では今年度の各組合の総会時に参加をされました組合員に対しては、概要研修をされているところであります。

また、各農家への周知につきましては、今年の1月から2月に開催されました JA主催の各集落農談会におきまして、資料配布をされ説明もされてきたところ でございます。その後も、農事改良正副組合長会議をはじめとする営農に係る会 議等で、農薬散布に対する注意をいたしております。

さらに、過日、各集落で実施をいただきました大麦・小麦の赤カビ防除に対する散布におきましても、農薬の飛散防止対策の指導を行ってきたところであります。今後まだまだ周知徹底を図る必要があると考えており、行政・JAとともに連携を取り、竜王町防除協議会として、近く町内各生産組合の組合員さんならびに各集落農事改良組合長さん等を対象とした「本制度ならびに農薬散布における飛散防止、適正使用等に関する研修会」を開催する準備をいたしております。

また、町内各農家への啓発としてのチラシを配布することにいたしております。 以上、これまでの対応と今後における指導啓発について、ご理解いただきます ようお願い申し上げまして、村井議員さんへのご回答とさせていただきます。

#### **〇議長(中島正己)** 村井幸夫議員。

○4番(村井幸夫) 今回のポジティブリスト制度は、農業に従事している者にとっては大変な、厄介な制度であると思うところでもございます。特に農薬使用については、農業の経験からいろいろなものに対する使い方がございます。今までは農薬に記名されておりました農作物の基準によってされているわけでございますけれども、今まではいろいろな農薬がいろいろな作物に、同じ農薬が使われてたと。それでもどうにかこうにか残っていたもので、農業のそういう防除をしてきたというところでもございますので、いろいろなことがこれから起こることと思いますけれども、今回は隣に作付けされているものがどのようなものか、また理解する必要があると思いますし、今申しましたように、特に竜王町はこれから転作の麦や野菜のいろいろな栽培を皆がんばってしていただいておる関係で、稲作との農薬の関係がこれから大変厳しくなってくるものと思うところでもございますけれども、各作物ごとの農薬の適正使用、および隣地栽培への影響に対して、今後そのようなことが出ては困ると思いますけれども、もし出た時の場合の指導方法と言うか、どういうような対処をされていくつもりをされておるのかを、

少しお伺いしたいと思います。

- **〇議長(中島正己)** 川部産業振興課長。
- **○産業振興課長(川部治夫)** 村井議員さんの再質問についてのお答えを申し上げた いと思います。

今ご質問ございましたこの制度で、仮に農薬の基準値を超えたものが出てきた場合の対処について、どうしていくのかというご質問でございますけれども、基本的にこういうことはあってはなりませんけれども、出た場合にはすぐに上位の関係機関の方と協議をさせてもらいながら対策をしていかなければならないことになっておるわけでございますけれども、ただ、今回についてはこの農薬の検査基準が義務づけはされておらないものでございますので、これはそれぞれの各事業者が、例えば購入される業者さんの方で検査をされるということでございますので、早く言えばその業者さんと生産者の間で信頼関係ができておれば大丈夫なのですけれども、仮にそういうことが崩れるとかいうこともございますので、あってはなりませんけれども、できるだけやはりそれぞれの安心・安全の中でこれらの基準を設けていただくということが先決でございますので、仮にそういうことが出てきた場合には、最初に申し上げましたように、関係機関と協議をさせてもらいながら、これらについての十分な検査等もされるかと思いますけれども、対処してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

- **〇議長(中島正己)** 4番、村井幸夫議員。
- **〇4番(村井幸夫)** 確かにそのとおりでございます。今、竜王では道の駅とか山之上のアグリパーク、いろいろなところで農業者、特にお年寄りの方ががんばっていただいておるところでございますので、大変これから、年寄りの方々が大変注意をしていただかなければ困るということでございます。

各保健所員の皆さまが、注射針ぐらいのものを持って、簡単にすっと抜いて、持って帰って、その樹液によって調べるというような方法をとっておられるようでございますので、今まで見慣れない人が多々、これから道の駅ならびにアグリパークには見えられるものと思いますけれども、米の方に対してはそれほど影響はないと思いますけれども、米から野菜に飛散するというようなことがございます。なるべく粒剤を勧めよというようなことを我々も指導を受けておるところでございますので、町の方もやはり、ちょっとコストは高くつきますけれども、他人の迷惑を考えていただきまして、そういうような防除体制をこれからしていた

だきたいと思うところでもございます。今までどおり、当たり前の自分で考える 農業がもうできないと。型にはまった農業を強いられるようなことが思えてなら ないわけでございます。段々、農業に対して自分の思ったものがつくれない。人 に害を与えない程度の農薬散布で、よいものをとってきたものがなかなかできな いと。0.01ppm で人畜に害があるのかと言うと、ないというふうなことでもござ います。そういうような魅力がないようになってきた、施策が段々と進められて おるわけでございます。1問目の質問と同様に、農業のこれからの前途に対して いろいろと行政の方からお力添えがいただければなと考えるところでございま すので、これから農業に対する施策を、農業が基幹産業の町でございますので、 農業に従事している人が多いのですので、その点を十分に考えていただきまして、 これから農業にいろいろと助成を願いたいと思うところでございますので、よろ しくご理解をお願いしたいと思います。最後の質問に移ります。

- **〇議長(中島正己)** 次の質問に移ってください。4番、村井幸夫議員。
- **〇4番(村井幸夫)** それでは最後の質問、子ども議会または女性議会の開催についてをお伺いしたいと思います。

最近、近隣の市や町でも、議会に関心を持ってもらおうと、子ども、女性の模 擬議会が開催されているところでございます。私も平成15年の第1回定例会の 一般質問で、女性議会の開催についてお尋ねしたところ、「形式ばらない女性議 会に取り組みたい」と回答をいただいておるところでございます。

今、竜王町では「自律のまちづくり」に取り組んでいます。これらのためにも、 今、子ども、女性の生の声を聞いて町政に反映するのもよいことだと思いますが、 平成15年のご回答と併せて、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

- **〇議長(中島正己)** 小西政策推進課長。
- **〇政策推進課長(小西久次)** 村井議員さんのご質問について、お答えさせていただきます。

少子高齢化・高度情報化・経済活動の成熟化など急激な変革の時代を迎え、こうした変化に対応し、男性も女性もお互いに人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められており、これまで国・県では法整備や条例設置、行動計画の策定、推進体制の充実等、さまざまな取り組みが進められてきております。

本町では、男女が平等な立場で、共に社会のあらゆる分野において参画し、特に「町政や地域等での意志決定の場への積極的な女性参画の促進」も含め、男女

共同参画社会の実現を目指す総合的・計画的な行政運営指針となる『竜王町男女 共同参画推進プラン』の策定を行うために、平成15年2月に設置されました「竜 王町男女共同参画懇話会」では、議会代表議員さんをはじめといたしまして10 名の委員さんに、このことについて検討をいただいております。

また、今年1月には「男女共同参画社会づくりに関する町民のアンケート」を 実施いたしました。このアンケート結果や県民意識調査結果からも、性別による 固定的な役割分担意識は根強く、それに基づきます社会慣行の是正や、政策およ び方針決定過程への女性の参画など、多くの課題が残っております。

こうした状況を踏まえまして、『竜王町男女共同参画推進プラン』を策定し、 男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを実効性のあるものにしていかなく てはならないと考えております。

平成15年に議員よりご質問いただきました「女性議会」の開催につきましては、「町政への参画の促進」・「女性リーダー」の育成の観点から、先ほど申し上げました男女共同参画のプランとともに、その手法も含めまして検討も重ねてきた状況でございます。またこの間、各種委員会等に女性の占める割合も少しずつ増加している状況でございまして、さらに議員ご提案の「女性議会」につきましては、実施に向けまして取り組んでいきたいと考えております。

また、青少年の意見交換につきましても、次代を担う「子どもたちの素直な考えを聞く場」、「貴重な体験の場」づくりのためにも、各種団体等とも協議をいたしながら、まちづくりの推進のために行政と話し合う場づくりに向けまして取り組んでいきたいと考えております。以上、村井議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。

# **〇議長(中島正己)** 村井幸夫議員。

○4番(村井幸夫) 竜王町も、若者の住める、活気のあふれる町にするためにも、将来の町を背負って立つ子どもたちは、町政に興味を持ってもらうことが一番大事ではないかと。小さい時から持ってもらうことが大事ではないかというようなことで、我々もいろいろなことを進言しているわけでございますけれども、特に子どもさんはこういう議場に入って、経験された他町のことを聞きますと、「おじさんたちはいいところに入っているな」、「緊張した」、「私も将来は議員になって入りたいわ」というようなことも言われる子どもさんもおられますので、議会に対して興味を持ってもらうと。大変よいことだなと思うところでもございます。

子どもたちはいろいろな夢を持っております。その夢が実現できるか、できないものかはわかりませんけれども、そうした中で普段の協議会や推進会で聞いておるのと違うところで、こういう議場に入っていただいて、いろいろなことを聞いていただきますと、緊張した中にいろいろとまた違う面も思いつきで出てくるというようなことも、若者の発想で素晴らしいなと。我々としてはもう型にはまった質問しかできませんけれども、子どもさんたちはその場で思いつきで、聞こうと思ったらパッと言ってくれる、素直な気持ちで言ってくれますので、そういう子どもたちの町政に対する思いも、こうして子どもからも聞いて挙げてほしいなというところでもございますし、また女性の方々も、いろいろな意見を持っておられる方もございます。これを踏まえて、実現できることは大変忙しい時期で、自律のまちづくりに取り組んでいる最中で難しいことかと思いますけれども、その間を割いて実現できることを念願いたしまして、私の質問を終わらせていただきますので、よろしくお願い申し上げておきます。

- ○議長(中島正己) 次に、3番、勝見幸弘議員。
- **○3番(勝見幸弘)** 平成18年第2回定例会一般質問。3番、勝見幸弘。学校の耐震改修について質問させていただきます。

去る6月3日の新聞に、文部科学省が公表した公立小・中学校の耐震診断実施率と耐震化率が、滋賀県内の市町村別に掲載されていました。それによりますと、竜王町は耐震診断実施率が84.6%で8位、耐震化率は85.7%で6位との内容でした。対象は21棟になっていましたが、未実施であるのはどの学校のどの校舎であるのか、お伺いいたします。

さらに、安全で安心のまちづくりのためにも、100%に近づけるために取り組まれると思いますが、今後の予定をお聞かせください。

中学校の旧体育館は、耐震診断の結果、耐震補強も不可能で危険な状態のままでの使用となっています。武道館に建て替えるとのお話も以前にあったように思いますが、このままの状態でいつまで使用を続ける予定でしょうか。 2 つの体育館を持つ利便性と、地震に備える意識や子どもたちの安全のどちらを優先させるべきなのか。

災害時には避難場所としても重要な公共施設です。きちんとした見通しを立て るべきではないのかと思いますが、いかがお考えか、お尋ねいたします。

- **〇議長(中島正己)** 松村教育課長。
- **〇教育課長(松村佐吉)** ただいま勝見議員さんから、学校の耐震改修についてのご

質問をいただきました。お答えを申し上げたいと思います。

まず、6月3日の新聞報道されました小・中の公立学校の耐震診断等でございますが、今年度4月1日現在で調査されたもので、竜王町におきましては、小・中公立学校といたしまして、全棟は21棟で耐震診断ができている耐震診断率は84.6%、診断を実施している県立を含みます県内の27市町のうち、実施率は実施上位から8番目、また耐震改修ができている耐震改修率は85.7%で、27市町のうち上位から6番目となっております。

各市町においても財政面があり、取り組みといたしましては、当初の指導も含め、当町と同じように危険度の高い2階以上の建物を優先して改修しているようでございます。また、危険度の低い平屋の建物につきましては、後年度対応ということになっているようでございます。

ご質問の「当町の耐震診断の未実施の建物」でございますが、竜王小学校の低学年棟の1棟と、北側にございます鉄骨2階建ての倉庫1棟の計2棟でございます。また、耐震改修ができていない建物につきましては、竜王小学校の同じく2棟と竜王中学校の第2体育館の1棟の、合わせまして3棟でございます。

当町の耐震への取り組みでございますが、平成8年度の竜王小学校の高学年棟より取り組みまして、順次改修・補強工事を行っているところでございますが、 平成17年度につきましては、竜王中学校の特別教室棟の耐震診断を実施いたしましたが、この棟については安全であるということでございました。

以降の予定といたしましては、まず中学校の大規模改修工事を平成18年・19年度で先行いたしまして、その後、第2体育館は解体する予定をいたしております。なお、跡地の利用についてでございますが、体育系の教育施設の建設をお願いできたらとも思っているところでございますが、予算も伴いますところから、教育委員会としての意義ある利用方法を考えていきたいと思っておるところでございます。

また、今回の調査・報道につきましては、小・中の公立学校が対象ということでございましたが、小・中の公立学校以外に公立といたしましては幼稚園がございまして、当町といたしましては、竜王幼稚園の耐震調査が必要となってきております。幼・小・中学校を含めまして、年次計画を持ちまして、これに対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上、勝見議員さんの質問の回答といたします。

#### **〇議長(中島正己)** 勝見幸弘議員。

**○3番(勝見幸弘)** ただいまのご回答では、18年・19年は中学校の大規模改修 があるので、それ以降に解体するというふうなお話でございました。

じゃあ、20年にするのかということを改めてお伺いをしておきたいと思います。取り壊すにも、多分莫大な費用がかかるのだと思います。まして、新しい建物を建てるということであれば、もっと大きな費用が必要になるわけです。地震のことを考えなければ、現状でもそれなりに使用できるわけですから、目をつむってこのままの状態で使い続けることが、一番費用がかからずに、しかも体育館が2つあるという、一番便利な選択をされている状況かと思います。

ただ1つ、地震に備える意識だとか、すなわち子どもたちの安全という部分については、外に置かれているというふうにも言えなくはないのではないかなと思います。もし、地震による倒壊等により子どもたちに被害が発生した場合に、町としてはどのような責任を負わなければいけないのでしょうか。この点も併せて、20年にやるのか、20年以降になるのかと併せて、こういった被害が発生した場合の町の責任ということについても、併せてお考えをお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

- **〇議長(中島正己)** 松村教育課長。
- **〇教育課長(松村佐吉)** 勝見議員さんの再問にお答えさせていただきたいと思います。

今現在、18年・19年度で中学校の大規模改造という形で取り組んでおるところでございます。第2体育館の解体につきましては、そういう年次から言うと、私どもの方としても20年度というようなことに置きたいわけでございますけれども、何せ予算が伴いますし、そういった状況の中では、危険というようなところがあるわけでございます。私どもの方につきましても、今日まで便利よく使ってきたというところがあるわけでございますけれども、そういった状況の中では、もし何かありましたらというようなことも含めまして、そういった責任も含めまして、また、町執行部的には当然予算も絡んでくるということでございますので、その辺絡み合わせて、また財政的にもご相談を申し上げた中で対応していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

- **〇議長(中島正己)** 勝見幸弘議員。
- ○3番(勝見幸弘) 20年度にということの目途はお聞かせいただいたわけですけれども、もう1点、もしそれまでに、そんなことはないことを願っておるわけですけれども、もしあった場合、町は責任を問われるのでしょうか。町はもしそう

いう災害が発生した時に、どういう責任が発生してくるのでしょうかというご質 問をさせていただきました。町長に成り代わって心配しておるわけですけれども、 お答えいただけたらと思います。

- 〇議長(中島正己) 山口町長。
- **〇町長(山口喜代治)** 勝見幸弘議員さんの、大変将来を考えた、危険性のある構築物についてどう考えるのかということでございますが、これはもう私もかねがね、この立場をお預かりした時にすぐさま出向きまして、先生の話とかいろいろな、技術的なことは別といたしましても、どういう加減とかいうことも聞かせてもらったところでもございます。

何分にも老朽化ということもありますし、危険性を伴うということは早くから聞いておるということで、やはり町の責任になろうかと思いますし、当然のことであろうかと思います。

この辺については、早く判断を示さないといけないということで、先ほどもお話が出ておりました武道館という話が出ておりましたけれども、万が一、体育館を解体して、そのままで町民の皆さんが不都合ではないかというようなことになれば、次の方法はどういう方法がよかろうかということをいろいろな方にご相談を申し上げましたら、体育館と言うのであれば充当するであろうというお話を聞いたことがあるのですけれど、十分な検討には至っておりません。その後、まだ十分な検討もしておりませんし、かねがねこの体育館の解体については、頭を痛めておるのが現在の状況でございます。

そういうようなことでございますので、やはり人命が優先でございますので、何としてもこの問題は早く解決していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- **〇議長(中島正己)** それでは、次の質問に移ってください。3番、勝見幸弘議員。
- **○3番(勝見幸弘)** どんな責任が発生するのかという無茶な質問をしましたけれど、 皆さんがもうご承知のとおりだと思っております。

次の質問に移ります。一部事務組合の施設誘致について。日野町北脇で建設中の「中部清掃組合ごみ処理施設・リサイクルセンター」は、来年3月に約100億円をかけて完成する予定です。土地は借地で、施設の耐用年数は20年とのことであり、来年度から稼働を始めれば、すぐに次の候補地を検討しなければならない状況だとお聞きしました。

東近江市にある「布引斎苑組合」の施設についても、あと7~8年で更新時期

が来るとのことです。現在、旧八日市市内で候補地を選定中と聞いております。 以前は、広域施設として建設には大変な抵抗があったように思いますが、新し い施設は大変きれいで、認識を変えなければいけないようであります。東近江管 内での応分の負担との考え方からも、また、地域振興との考え方からも、広域施 設の誘致に手を挙げてみるお考えはないか、お伺いいたします。

# 〇議長(中島正己) 山口町長。

**〇町長(山口喜代治)** 勝見議員さんの「一部事務組合の施設誘致について」のご質問にお答えさせていただきます。

ご高承のとおり、ごみの広域処理を行うための組合といたしまして、昭和46年5月に竜王町を含む1市4町で「中部地域広域市町村圏東部ごみ処理組合」を発足し、以後、加入町の増加がありました。昭和56年4月には名称を「中部清掃組合」と変更させていただき、その後、市町合併により1市3町による一部事務組合として現在に至っておるところでございます。

組合の施設といたしましては、可燃ごみ焼却処理施設(日野清掃センター)が 日野町北脇に、粗大ごみ処理施設(能登川清掃センター)が東近江市(旧能登川 町)種に、一般廃棄物最終処分場が安土町上出において、それぞれ稼動しており ます。

日野町北脇の可燃ごみ焼却処理施設(日野清掃センター)は昭和56年3月から稼働で、現在25年が経過しております。更新の時期が来ており、現在、既存施設の隣接地に新プラント(ごみ処理施設とリサイクルセンター)を90億9,500万円かけまして建設中であり、来春の19年3月には完成し、4月から実稼働いたします。

東近江市瓜生津にあります「布引斎苑」につきましても、昭和56年に業務が開始されました。現在25年が経過しており、施設も老朽化しております。平成16年には施設調査が実施されまして、今後の更新に向けて施設用地の選定とともに施設の更新が検討されます。

東近江市柴原南にあります「八日市衛生プラント」の現施設は平成8年から稼働しており、現在のところ次期施設更新の話はございませんが、管内の下水道の普及による投入量の減少と、近江八幡市分の投入による増加量を考慮しますと、現時点からあと 15 年は施設として十分機能すると考えておるところでもございます。

いずれの施設におきましても、その運営には各構成市町の住民皆さまの深いご

理解と力強いご協力がなければできないものであります。今後とも施設を含めた 諸課題に対しまして、各構成市町と十分協議をし、検討させていただく中で、広 域行政を積極的に進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げて、 ご質問の「一部事務組合の施設誘致について」のお答えとさせていただきます。

#### **〇議長(中島正己)** 勝見幸弘議員。

○3番(勝見幸弘) 衛生プラントについてはあと 15 年OKで、更新の予定はないということでございますが、中部清掃組合につきましては、この間、産業建設環境常任委員会の所管事務調査でお伺いさせていただきました。その時、傍聴として参加させていただいた時に、その実態をお聞かせいただきました。

それからあといろいろ考えてみたのですけれども、新聞にも少し、にぎわせた問題も載っておりましたけれども、まずそのことはさておき、ごみ処理施設、いわゆるごみを燃やして処理をするとか、ごみを再資源化するということにつきましては、これからの時代にどうも逆行することではないかなというふうな気もいたします。ごみを出さないとか、少なくするということが求められているのに、ごみが増えることを想定して施設整備をしなければいけないということは、何か悲しい思いがいたします。

ごみの減量化が中部清掃組合の中で一番進んでいると思われますこの竜王町が、イニシアチブを握るべきではないかなと考えるわけです。そのためには、日野のように職員を送り込み、我が町にある施設のように、竜王のごみ減量化に対する考え方を浸透させる必要があるようにも思います。そういった意味からも、竜王が誘致に手を挙げるということはともかくとしても、何らかの役割を果たす必要があるのではないかなと思っておりますが、そのことについて再質問としたいと思います。

布引斎苑につきましては、私も昨年10月から布引斎苑組合の議員に竜王から 選出をしていただきまして、初めてその内容について勉強させていただきました。 現在、約1,100体の年間の火葬件数があるそうでございます。事務局の方に聞き ますと、1,400というのが限界だそうです。管内の死亡者数の予測表というのが、 実はその時にいただきました、先ほどの答弁の中にもありましたように、『布引 斎苑長期計画基礎資料報告書』という立派な冊子で、次の更新の建物はどういう ものが必要か、どういう内容が必要かということを検討されて、もう平成16年 に報告書にまとまっているわけですけれども、その中に管内の死亡者数の予測表 というものがありまして、その表を見てみますと、平成25年から26年でもう 既に1,400を超えるわけでございます。

炉は稼働後、耐用年数を経過しているというふうなことも、この報告書の中に 書いております。耐震性能については、昭和56年建築基準法の施行令改正以前 の建物で、既存不適格建物というふうな判断もされているようでございます。

そういった中で、当然7~8年後の更新を踏まえて、選定地については旧八日市市内、東近江管内で考えるのだというふうな事務局の説明がございました。私は、もっと別のところで候補地を選択してもいいのではないかということを聞きましたら、その回答に、やはり便利なところがいいからと、利用しやすい場所がいいからと、あまり、竜王さんのように東近江管内からすれば遠い位置にあるところについては不便だろうと思われますと、こういう回答をいただきました。「ああ、そうですか」と、その時は引き下がったのですけれども、後々よく考えてみますと、布引斎苑はそんなに利用するものではないし、利用することが逆に少ない方がありがたいことなので、あまり便利なところにあってもおかしなものだなというふうな気がいたしましたし、便利なところにあればあるほど、逆に、先ほど申しましたように、地域の抵抗と言うか、そういった大きな抵抗があるのではないかなということも心配するわけです。

そういったことで、このことにつきましても、竜王から「こちらでやるぞ」というふうな、これはもし本当にやるとなったら竜王の中でも大変なことになるかと思いますが、牽制球を投げる意味からでも、そういった発言をしていただいた方がいいのではないかなというふうな気がいたしましたので、質問しました。以上、2点についてご回答いただけたらと思います。再質問について、よろしくお願いします。

# 〇議長(中島正己) 山口町長。

○町長(山口喜代治) ごみの問題でございますが、これは非常に先般も防災センターで講習会をやっていただきました。確か講師の先生は草津の方だと思いますが、世界で一番焼却炉の多いのは日本だとおっしゃっていました。そして、その焼却炉をまだ建てるのだと、こんな国がありますかというような説明がされておりました。まさにそのとおりだと思います。

まず第一に、ごみを出さないということを考えていかなければならないということで、これは皆が考えればいくらでもできることであるという話をしておられました。ああいう方々も、もっと幅広く講師として歩いていただいて、地域住民がその意識を改革してもらえれば、このごみの問題もある程度の対策が進んでい

くのではなかろうかと思っております。

私はその折、物をつくればいいということは、これからの時代はあまり考えてはならないなということを感じておるところでございますので、この問題もやはり国を挙げてこういう問題に取り組んでもらうように運動をしていかなければならないと思っております。

また、布引の問題でございますが、この問題につきましては私もあまり深い話は聞いておりませんが、先ほどの報告書のことも聞かせてもらいましたように、いずれ更新は当然していかなければならない問題でもございます。そのようなことで、これを誘致と言うのか、竜王の方でもそういう施設を受け入れますよと言うことはどうかということでございますが、こういった問題は、じゃあ、長が「わかりました」と、「これを受けます」というひとつ返事ではなかなかできないものと思っております。

こういった問題につきましては、いずれにいたしましても管理者会議とか、そういうことから始まってこようかと思いますので、これにつきましては十分、長の判断だけではなく、議会をはじめ皆さん方の十分慎重なご意見を承りながら判断をしていかなければならないと思っておるので、答えにはなっておらないと思いますけれども、私はそのように考えておりますので、答えとさせていただきます。

## 〇議長(中島正己) 勝見幸弘議員。

**○3番(勝見幸弘)** 私は、両方の施設に関しましても、竜王町がどういう姿勢をとるべきなのか、竜王町がどういうふうな発言をすべきなのかというふうなことについてお聞かせいただきたかったわけでございます。

なぜそういうことを申し上げるかということについて、もう少し、ちょっとお時間をいただいて説明をしたいと思います。一部事務組合というのにつきましては、関係する市なり町が寄り集まって、その組織をつくっているわけですけれども、我々議会議員もそのまちの代表として、別個に開かれる組合議会に参加させていただきます。当然、その場で質問したり意見を申し上げるのですけれども、その決まった内容につきましては、「事務局ですり合わせをして、管理者会で了解をもらった上で議案を出しているのだから」と、こういうふうな説明をされますと、もうどうしようもないわけです。ですから、それ以前に町当局が、執行部が、町長がそういった意識を持っていただけたらと思って発言しておるわけでございます。

一例を申し上げます。私は10月の布引斎苑組合の議会に参加させていただきまして、平成16年度歳入歳出決算書を見せていただきました。初めて見るものですから、質問も何もできませんでした。しかし、おかしいなと思ったことにつきまして、あとで竜王の事務局の方にお聞かせいただいたのです。そうしたら、「そんな話は聞いてない」というふうなことでした。

1つ、歳入の中に自動車損害災害共済金というのが5万9,325円入っております。これは何かと申しますと、布引斎苑組合の職員さんが公用車で起こされた事故に対して支払いをした、その保険金が戻ってきたので収入に入れたのだという話です。布引斎苑組合の職員さんが交通事故を起こされたということは、竜王町でいいますと竜王町の職員さんが公用車で交通事故を起こされたら、議会に真っ先に報告があります。「こういう処理をしました」という報告があります。それがなされていないというのが現状です。

それから歳出の方では、公用車が121万3,850円で購入されています。ノートパソコンが17万625円で購入されております。竜王町につきましては、備品の一覧表というのが、いくら以上でしたか、議会の方に報告をいただいております。リストを見せていただいております。「それがないのですか」と聞きました。「ない」ということです。旧の八日市は、もっと大きな金額でしか議会に報告していないのだというお話ですので、少ない金額での備品のリストというのは、議会にも報告されていないということでした。

こういうふうな、チェックが甘いと言うか、主導権を握っている市なり町の考え方で進んでいる。その中で、当然、執行部につきましても、管理者につきましても、それでよかろうという形で流れていって、組合議会についても同じような仕組みで流れていっている。つまり、十分な議論がされて、本当に広域の住民のための施設として運営がなされているのかなということを、極端に言いますと、そういったことを疑問視することもあるわけでございます。

そういった意味から、やはり一議員が組合議会でいくら一生懸命言っていても、 これはもうなかなか進まない話だから、できたら執行部・事務局としても、管理 者としても、そういった意識を持って発言なり、その会議に臨んでいただきたい という意味で発言をさせていただいております。

そういったことにつきまして、もう一言ご回答、コメントをいただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(中島正己) 山口町長。
- **〇町長(山口喜代治)** ただいま勝見議員さんから、「管理者は何をしていたのだ」 というように私は受け止めておりますし、まさにそのとおりだと思います。

広域というものはそういうような、言葉は悪いですけれども、もっとしっかり中身を重視しなければいけないではないかということでございます。こういったことにつきましては、今後とも事務局ならび、当然、我々は副管理者でもございますので、そういう方面には重視しながら取り組んでいきたいと思いますので、ひとつ今後ともその辺につきましては皆さんのご指導をいただきながら取り組んでまいりたいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(中島正己) 次に、7番、若井敏子議員。
- ○7番(若井敏子) それでは、初めに篠原駅と駅前の改修整備について質問します。 篠原駅と駅周辺整備については、今議会で設計費などの費用が計上されています。 そこで、今日までどのような協議がされてきたのかについて、まずお伺いした いと思います。

次に、周辺の住民・利用者の声をよく聞いていただくことについてですけれど も、住民の皆さんのご意見を聞き取るとか、あるいはアンケートを実施するとか、 そういうことが今後実施されるのかどうか。駅と駅の周辺整備に住民の声を反映 されるのかどうかについて、お伺いをしたいと思います。

3つ目に費用負担です。最近、駅舎の改修や周辺整備をされた事例、特にJRに関する自治体の費用負担の実態について調査をされ、今回の篠原駅と周辺の整備にJRが応分の費用を負担するように、関係者に強力に働きかけるべきと考えますけれども、ご所見をお伺いします。

関連してお伺いするのですが、周辺整備は基本的には近江八幡市が事業主体になって計画されるというものなのかどうか。駅舎についてはJR自身が設計し施工することになるのか。つまり、事業主体はJR自身になるのかをお伺いします。

篠原駅の駅舎についても、工事費をJRに寄付して工事はJRがする。でき上がったものはJRのものになる。こういうことなのかどうかをお伺いしたいと思います。

これは、工事費などの費用負担が妥当なものかどうかを我々が検証できるのかどうかが決まるということにもつながりますので、この点も含めて質問をしたいと思います。

次に、安全の問題です。篠原駅ではかつて、視覚障害者の方がホームに転落し、

電車に轢かれて死亡されています。西浅井では、障害者が駅を利用する場合、役場の職員が駅に駆けつけていって、乗降の手伝いをしているというふうに聞きます。尼崎の事故を例にとるまでもなく、適切な人員配置は安全上欠かすことができません。きれいな駅になったけれども職員は1人というのでは、サービス低下どころか安全が脅かされます。安全については徹底してJRに要望していただきたく、以上質問をいたします。よろしくお願いします。

- **〇議長(中島正己)** 山口町長。
- **〇町長(山口喜代治)** 若井議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

JR篠原駅は建築後80年余りが経過しております。老朽化・狭隘化が著しく、 改札口は北側にあるのみで、竜王町側(南側)には混雑する踏切が1つの通行手 段であることから、通行者の安全性と利便性の確保が難しい状況であるところで もございます。

このことから、平成4年に近江八幡市、野洲町、竜王町の1市2町で構成する「篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会」を組織し、市町域を越えた広域的な取り組みを進めることにより、篠原駅圏域の一体的・総合的な整備を図りたく、駅舎改築・駅周辺整備事業の推進に向けまして、JR西日本や滋賀県に対する要望活動・協議を重ね、計画の早期実現に向け積極的に取り組んできたところでもございます。

平成13年には、5,397名の町民の皆さんから、駅舎南側改札口の早期開設を含む駅舎改築ならびに駅周辺整備に対する要望もいただいたところから、さらに早期着工に向けまして、滋賀県やJR西日本に対しまして要望を行ってきたところでもございます。ようやく本年に入りまして、今日までの取り組みに対して理解を示していただくとともに、早期に具体的な協議に入りたいとの意向で、今後は具体的な協議が行える環境づくりができてきたところでもこざいます。今後もさらに早期実現に向けまして努力していきたいと考えております。なお、あとの答えに対しましては、担当課長から回答させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(中島正己) 小西政策推進課長。
- **○政策推進課長(小西久次)** 町長から回答させていただきましたが、JR西日本が 今日までの要望取り組み活動の中で前向きな方向が見えてきたことから、協議会 としての方向づけが必要となってきました。

このことから、事業推進のための幹事会・協議会も開催し、事業実施につきま

しては近江八幡市・竜王町の住民署名もあり、野洲市においても近隣企業の従業 員の利用の増加もあることから、早期着工の必要性が確認されまして、事業費負 担についても再三協議を重ねてきたところでございます。

また、ご質問の「利用者・周辺住民の声のアンケート等の実施につきましては、 現在のところ協議会では実施はしておりません。

費用負担につきましても、最近では能登川駅・高月駅で整備されておりますが、いずれにいたしましても地元請願駅のため、そのほとんどが自治体負担となっております。しかし、JRに応分の費用を負担していただくように、今後、協議会におきまして検討し、2市1町が協力してJR西日本への負担要望をしていきたいと考えております。

また、駅舎整備、周辺整備の事業主体につきましては、まだ協議会で検討して おります最中でございますので、今後具体的に協議を進めていきたく考えており ます。いずれの問題におきましても、今後、2市1町協議会で検討し、さらには JRとの協議が必要だと考えております。

さらに、駅の安全性についてご質問をいただいておりますが、当然、安全性に つきましては配慮していただくように要望したいと考えております。以上、若井 議員さんの回答とさせていただきます。

#### **〇議長(中島正己)** 若井敏子議員。

**〇7番(若井敏子)** 実を言いますと、つい先日だったのですが、自分のことではありますけれども、私の息子が彦根駅のホームでしんどくなってきて動けなくなったと。こんな電話をしてきまして、恐らく最終電車に乗るつもりでホームに出たものの意識もうろうとなって、ホームの椅子で横になっていたということがあとでわかったのですけれども、彦根に迎えに走りながら、駅に電話をかけようということで番号案内に彦根駅を聞いたのですが、「彦根駅の届けはありません」という回答でした。

あとでわかったのですけれども、今、各駅の駅専用の電話というのは、ごく一部の時間だけ駅でとられるのですけれども、それ以外はJR西日本お客さまセンターというところに転送されることになっているのだそうです。前に聞いている駅の電話というのは、今もあるのだけれども、その駅にはつながらないようになっていると、こんな話でした。

それでそのお客さまセンターというところに、あとで電話をかけてみたのです けれども、ちょっと電車が遅れたりすると、この電話は電話が殺到しまして、な かなか電話に出てくれない。「しばらくお待ちください。順次おつなぎしています」と言って、私がかけた時も結局4分間、JR西日本お客さまセンターとつながるのに4分かかったのです。それは神戸にあるのですけれども、どういうシステムになっているのですかと言いますと、各駅に対する問い合わせはお客さま相談センターで受けて、その駅のことについてこちらでわかる範囲は回答しますと、わからないことについてはまた駅の方に確認して回答しますと、こんな話になっていたのです。

そうしたら、まず電話をかけて4分待って、実を言いますと電話をかけて4分なんですが、番号案内自体が非常に混み合っておりまして、番号案内で時間を取って、やってわかって神戸のセンターに電話をかけて、4分待って、つながって、それから例えばすぐに彦根の駅に誰かが倒れているらしいから見に行けという指示を出してもらう。ところが駅は職員さんが少ないので、なかなかホームに見に行けない。それでも急いで走っていってもらって、6分、7分かかってやっと子どものところに到着してもらったとしても、ひょっとしたらその6分、7分の間に子どもは死んでいるかも知れませんよねと言って神戸のセンターの人にしゃべったら、「おっしゃるとおりです」と言われたのです。おっしゃるとおりですと言われたら困るのですけれども、「死ぬこともあり得るということをわかっていながら、そうされているのですか」、「はい。ただいまは駅にいる人員が非常に減らされましたので、そういうこともないとは申せません」と言われるのです。これはびっくりして、「どうなるのですか」と言ったら、「お申し出の内容につきましては、上司に伝えておきます」というふうに言われたのです。

JRというのは今、年間 9,000 億円の利益をあげているという報告があります。 それは本当に人を減らして、今は車両も自治体に買わせるのですね。この間の中 日新聞を見ていますと、琵琶湖環状線という線を直流化するのについて、そこで 走らせる車両は、敦賀も米原も、とにかく周辺の自治体みんなが負担して車両を 買うのですね。それで走らせていただくのです。一部 4 両だけでしたか、8 両だ けでしたか、JRが自分で準備するらしいですが、あとは自治体が車両を負担す るのです。車両費用まで負担するのですね。

自治体に車両まで買わせて、「乗せてやっているのだ」というのが、どうも今のJRの考え方じゃないのかなと思うと、本当に安全という面、費用だけの問題ではなくて、安全という面も含めて絡めた形で、協議会としてしっかりJRに申し出ていただかないと、これはちょっと大変なことになるのではないかなと思い

ます。

「JRの安全を求める会」というものがありまして、私もそこからたくさんの資料をいただきました。全国でJRがやっている実態とか、例えば駅の改札の無人化などがとりやめるような運動をした経過とか、そういったものもたくさん載っていまして、ぜひ協議会の皆さん、あるいは町の担当の部局でも、この辺全国の状況もよく調べていただいて、JR篠原駅については、本当に住民の安全、利便性ももちろんですし、安全も含めてJRがきちんと対応するようなことを確認してほしいと思うのです。

それとの関係で、現在、篠原駅というのは何人の人が配置されていて、何時から何時まで開いていて、いつ閉まっているのか。その辺について、もし情報としてご存じでしたら教えていただけますか。

- **〇議長(中島正己)** 小西政策推進課長。
- **〇政策推進課長(小西久次)** 若井議員さんの再問でございますけれども、具体的な数字につきましては把握しておりませんので、調査をいたしまして、ご報告させていただきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。
- **〇議長(中島正己)** 若井敏子議員。
- **〇7番(若井敏子)** ごめんなさい、一緒に聞くとよかったのですが、篠原駅の人員 もですが、篠原駅の電光掲示板と言うのか、時刻が電光になりましたよね。あの 費用も3自治体で持ったという話を聞いているのですが、そうですか。

あれはJRが持たないで、自治体で持ったのだという話ですが、何かご存じですか。もしわからなかったら、それも含めてまたあとで調べていただいて、よろしくお願いします。

**〇議長(中島正己)** この際申し上げます。ここで午前10時40分まで休憩させていただきます。

休憩 10時24分 再開 10時40分

- O議長(中島正己) 休憩前に引き続き会議を開きます。 7番、若井敏子議員。
- **〇7番(若井敏子)** 町の霊園整備について質問します。

松陽台とか美松台など町内の住宅地にお住まいの方から、霊園整備はどうなったのかと質問が寄せられています。今日までも何人かの同僚議員さんから質問もされているところですけれども、霊園整備用地として西武から譲り受けた土地は、

その後どうなったのか。霊園審議会は機能しているのか。今後の取り組みについ てお伺いをしたいと思います。

各集落に対して墓地整備などの補助金が出ていますけれども、墓地を持たない住宅地では、この補助金がもらえません。用地を提供して、整備については関係集落が共同して整備委員会をつくり、整備費用は利用者負担で進めるなど、方法はいろいろ考えられます。新興住宅地と言われる地域も高齢化が進み、今後の不安が既に出ています。早急な対応をお願いする立場で質問します。よろしくお願いします。

- **〇議長(中島正己)** 福山生活安全課長。
- **〇生活安全課長(福山忠雄)** 若井議員さんの「町の霊園整備について」のご質問に お答えさせていただきます。

ご高承のとおり、町の霊園(墓地公園)につきましては、その建設に向けて昭和48年7月に「竜王町墓地公園建設審議会」が設置され、今日まで審議会におきまして設置箇所数・位置・規模について鋭意ご検討をいただいてきたところでございます。

当初、墓地公園として求められました小口地先の約5万㎡の土地は、その一部が竜王インターチェンジにかかり、墓地公園候補地の再選定を余儀なくされることとなり、再選定にあたっては、インターチェンジ付近の開発計画を見据えながら、用地につきまして審議会でご検討いただいておりました。

しかしながら、インターチェンジ付近の開発計画が進まない中、他の候補地に おきましても今日まで種々ご検討をいただき、地元住民皆さま方の格別のご理解 とご協力をいただいておりましたが、最終的には墓地公園用地の決定に至ること ができませんでした。

なお、当初の墓地公園として求めました用地の残地約3万㎡につきましては、 竜王町の財産として現在も保有いたしております。

竜王町墓地公園建設審議会は、平成7年6月に「竜王町霊園建設審議会」に改められ、引き続き霊園建設に向けてご検討をいただいておりましたが、平成14年11月開催の霊園建設審議会常任委員会以降、用地の選定に苦慮いたしますとともに、町内における既存墓地の再整備が進む中で、霊園建設を取り巻く状況は時代の変遷とともに大きく変化してまいりました。

このような背景もあり、審議会の審議につきましては現在中断いたしておりますが、今後、既存墓地をお持ちの集落や既存墓地をお持ちでない住宅地に対しま

して意向調査を行い、住民皆さまのご理解とご協力を得ながら、霊園建設に向けた取り組みを模索いたしたいと考えております。

墓地整備などの補助金でございますが、既存墓地をお持ちで現在墓地整備をしていただいております集落に対しましては、既存墓地の整備には「竜王町立環境衛生施設の管理および運営に関する規則」、新墓地の整備には「竜王町墓地等整備事業補助金交付要綱」にそれぞれ基づきまして、墓地整備に要する費用の一部を負担させていただいております。

なお、既存墓地をお持ちでない住宅地におかれましても、用地を求められ墓地の整備をされました場合、その費用の一部を「竜王町墓地等整備事業補助金交付要綱」に基づき同様に負担させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

既に迎えております少子高齢化社会の中で、日本の急激な人口減少が予想されています。人生の終焉地とも言えます霊園(墓地)のあり方につきまして、住民皆さまのご意見をいただきながら今後とも進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、ご質問の「町の霊園整備について」のお答えとさせていただきます。

#### **〇議長(中島正己)** 若井敏子議員。

**〇7番(若井敏子)** 3番目に、竜王郵便局の集配廃止について質問をします。

先日、午後6時頃に、どうしても至急出さなければならない書類がありまして、 郵便局に持ち込みました。ちょうど自動預払機のところの出入口を職員さんが閉 めておられる時で、お願いをして、封筒の中の返信用の切手とその中の封筒の分 それぞれ速達用の切手を中から持ってきてもらって、速達のゴム印も押してもら って、切手を買い求めて、封をして投函したところです。至急届けて、至急返信 してもらわなければならない書類だったもので、郵便局の対応に大変喜んだもの です。

ところが、今まで外にあった切手の自動販売機がなくなっていました。局員さんにお話では、撤去しましたとおっしゃいましたが、これも大変不便だなと思っているところです。切手の販売だけではなく、今後は竜王郵便局での集配も廃止になるということで、何としても町を挙げて廃止反対・存続を求めて取り組むべきとの立場から質問します。

今年4月28日に竜王町長には公社の考え方などを説明され、郵便公社として 説明をされたと聞いています。町長はどのような説明を受けられて、それに対し てどのように回答されたのかをお伺いします。

集配廃止は、竜王郵便局の機能が大きく低下し、将来は消えてなくなる道への一里塚ではないかと考えられます。先ほどの事例は私的な経験ですけれども、町内の企業も、郵便局と銀行が竜王には揃っているから便利だと話していて、それらがなくなると竜王にいては不便だと、移転することも考えられます。住民の利便性、まちづくりの要、活性化の大きな要素として、集配も含めた郵便局の存続は町の発展に欠かすことができないものと思います。町長のお考えを伺うとともに、今後どのように働きかけていかれるのかについてお伺いしたいと思います。

#### 〇議長(中島正己) 山口町長。

○町長(山口喜代治) 若井議員さんの「竜王郵便局の集配廃止について」のご質問ですが、今回、議員もご承知のとおり、平成19年10月1日より日本郵政公社が民営化・分社化されるところであります。郵政業務の変更の一環といたしまして、竜王郵便局における集配業務等の担当局の変更について、郵政公社近畿支社よりその内容の説明に来庁されたところでございます。

このことは、本町での郵便物等の集配業務が廃止されるということでなく、郵政公社での集配拠点再編の基本方針のもと、現在、竜王郵便局が担当されております竜王町の郵便集配業務、貯金・保険の集金業務を近江八幡郵便局が担当することについての説明であり、もとより町への同意、また町が了解をするとか、そのようなことではありませんでした。また、将来、竜王町から郵便局がなくなるとも思っておりません。

私は、今回の変更内容を地域住民の皆さまへ十分に周知をしていただくこと。 また、地域住民皆さまへの利便性、さらにはサービスの低下を招くことのないよ うに十分な対策を講じていただくよう、強く要請をいたしたところでもございま す。

私は、昨今の社会情勢に鑑み、さまざまな分野で改革が推進されております。 一人ひとりが知恵を出し合い、弱者後退にならないよう意識改革をしながら、地 方のことは地方で、自分たちのことは自分たちで、しっかりと取り組んでいくこ とにより、明るい道が開けていくものと考えております。そのようなことで、ご 質問のお答えとさせていただきます。

なお、集配拠点の再編に関する内容につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

- **〇議長(中島正己)** 青木総務課長。
- ○総務課長(青木 進) ただいま、竜王郵便局の集配業務の廃止についてのご質問に対する回答を山口町長から申されましたが、私から、集配拠点の再編に関する内容についてご回答させていただきます。

今回、郵政民営化に向け、県内 53 郵便局の集配局のうち、近江八幡郵便局管内であります安土・竜王郵便局を含め 11 局の集配局が再編されると聞いております。

集配局の再編は、IT化の伸展や民間宅配事業者との競合の中、1つには、近年の道路網整備の伸展、交通手段の発達、時代の変化に対処するため効率的で郵送力の高いネットワークを構築する必要性。2つ目には、民営化に伴い、郵便局の外務職員ならびに内務職員の皆さまが、「郵便・集配サービス」を行う郵便事業会社または「窓口を基本としたお客様サービス」を行う郵便局会社に帰属されることから、業務の再編と職員の管理面からの必要性と伺っております。

このことから、竜王郵便局での集配業務、貯金・保険の集金業務は、近江八幡 郵便局で担当されますが、竜王郵便局での窓口は存置し、郵便ネットワークの維 持と、郵便・郵便貯金・保険の外務サービスは、これまで同様に近江八幡郵便局 により提供され、さらにに「一人暮らしのお年寄りへの声かけ」「子ども110 番」「ごみの不法投棄の監視」等、ひまわりサービス等の社会貢献施策も引き続 きサービスが近江八幡郵便局により提供されるところでございます。

また、竜王郵便局での窓口サービスは、ATMの取扱いサービスを含め民営化後も同様に続けられますが、一部「ゆうゆう窓口」での土曜日・日曜日、休日ならびに平日の一部時間外の取扱いは、廃止されると聞いております。

前段、町長からご回答申し上げましたとおり、郵政公社の民営化以降の円滑な業務の運営が可能な体制の構築とは考えておりますが、地域住民皆さまへの徹底した周知とご理解、地域住民皆さまへの利便性・サービスの低下を招かない方策を講じていただくよう、引き続きお願いいたしておるところでございます。以上、誠に簡単でございますが、集配拠点の再編に関する内容の回答とさせていただきます。

- **〇議長(中島正己)** 若井敏子議員。
- **〇7番(若井敏子)** 非常に驚いたのは、大した問題ではないというふうな認識を、 町長も担当課もお持ちなのかなということなんです。

議会も、請願書を出してもらいましたので議会でも議論したのですが、議会で

もそんなに大した問題ではないという、そういう認識をしておられる議員さんが たくさんありまして、むしろ、来年それが実施されたら、もっと便利になるのと 違うかなと、そういう話まで出てくる始末で、集配廃止と言ったら、そうではな くて再編だというふうにおっしゃるのですが、竜王の鵜川の局から言えば廃止な のです。ところが、集配拠点の再編だという言い方で、何も変わりはないのだと いうふうな認識なのかなという点では、非常にその認識が違うのではないのかな という思いが、まず答弁を聞いて感じているところです。

現実に大津ではもう既に集配を廃止している局がありまして、それが実施されてから、収集ですとか配達が非常に遅れが出てきていると、こういう問題も出てきています。何よりもやはり、郵便局に行けば、鵜川に行けばできたことが、鵜川ではできなくなるということになると、住民にとって利便性が損なわれないように、サービスが低下にならないようにと話したと、町長の話がありますが、これはもう、このことだけでサービス低下はもうはっきりしていることなんです。

一番最初に例もあげましたけれども、あそこへ行けば、閉まっていても、そこに局員さんがおられたら、あるいは裏から声をかければ切手がもらえる、重さを量ってもらえるということがなくなってくるわけですから、それはまず何といっても不便な、明確に不便になる点ではないのかなと思うのです。

全国でこの請願ですとか、あるいは意見書とかがあげられているのを読ませてもらいますと、本当に一層過疎化が進むという懸念なのです。郵便局があることで何とか過疎化を食い止めているのに、農協が合併し、まちが合併し、農協の窓口も役場も遠くなって、郵便局までなくなってしまったら、もう一層過疎化が進むと。そういう心配をして意見書などをあげておられるところがたくさんあるわけですが、特に町長のお話の中で、利便性を損なわないように、サービス低下にならないようにお願いしたという話ですが、そのお願いは、向こうは「わかりました」と、「そうします」というふうに言っているのかどうかについてお伺いしたいと思うのです。

議会の中では、結局、来年になってみないと、実際それはやってみなかったら、 不便になるかどうかはわからないではないかと。わからないことを今から請願書 を認めて意見書をあげるのかと。そんなばかなことがあるかみたいな議論がされ ていて、そうしたら、よくなるという保証も何もないわけで、近畿郵政局との話 し合いの中で、このことは確実につかんだと、これは間違いなくよくなるという ふうに確信を持たれた部分があるのかどうか。本当に不便にならないか。お願い をした、お願いをされているということは不便になるという懸念があるからお願いをされているのかなと思うわけですが、困らないと、住民には何も負担をかけないと、住民は困らないのだと。ただ集配の再編は郵便局側の都合でするものであって、住民には何の支障もないのだというふうに認識しておられるのか。その辺について改めてお伺いしたいと思うのです。

無集配局というのは、結局は手数料を収入源とするもので、そういう窓口会社が管轄することになるわけです。そうしますと、そこで採算がとれるような、手数料が入ってくるような事業がされないとなると、今度はもうその局そのものが廃止につながる。そんな心配はないというふうに町長はおっしゃったのですが、採算がとれないところはどんどん切っていくというのが今の郵政公社の考え方ですから、手数料収入が入ってこない局というのは、絶対廃止につながってしまう。局そのものがなくなることにつながる。これはもう当然懸念されることなのです。それにもかかわらず、そういうことはないというふうに町長がおっしゃった、その根拠を明らかにしてほしい。2点質問いたします。

#### 〇議長(中島正己) 山口町長。

○町長(山口喜代治) 申すまでもなく、郵政改革でございます。このことによりまして、こういうことになってきたわけでございますが、先般も説明に来ていただきまして、住民サービスが低下するのではないのですかということで、例えば書留の問題です。こういったことで配達をしていただいて、家が留守だったと。今日までであると、時間外でもお渡しはできましたと。しかしそれは、今度は鵜川の方ではできません。これは近江八幡の方になりますよと。しかし、お電話をいただければ明くる日にすぐお届けにまいりますと、こういうようなことを申されておりましたので、時間の問題もあろうかと思いますけれども、そのようなサービスがしていただけるのであれば、低下にはならないのだと、このようにも話をしておりました。

何分にも改革のことでございます。これはもう合理的に考えていくというのが趣旨でございますので、今日までのように何をも、すべてのものが今日までと同様なサービスを受けられるということには、なかなかならないものかという判断はしております。これはやはり先ほど申しましたように、それぞれが自分の意識を改革しながら、そういう体制を自分たちもとっていくのが、これも責任があろうかと思っております。その意味におきまして、先般の説明を受けました時には、先ほど申しましたように、町の了解をいただくとか、そのようなことではござい

ませんでしたので、できるだけ変わらぬサービスは続けていっていただきたいというお願いをしておったところでございます。

局の廃止云々でございますが、私は、郵便局がこの町から廃止になるということは思っておりません。根拠につきましては、郵便局の方からそういうことにはならないというようなことは聞いておりませんけれども、私としてはそのような思いでございます。

- **〇議長(中島正己)** 若井敏子議員。
- **〇7番(若井敏子)** できるだけ変わらぬサービスをお願いしたと。根拠はないけれ ども、なくならないだろうと。これでは住民は納得しないのです。

郵政改革だから仕様がないのだという立場に立ったら、何もかも認めることになるのですよ。町長とか、あるいは議員とかいうのは、その地域の住民にどう責任を持つかということがもともとの根幹になければならないものであって、住民の立場に立ったらどうなるのかと。郵政改革の側に、郵便局の総裁になったつもりではなくて、あるいは小泉さんになったつもりではなくて、住民にとってどう責任を取るかが地方自治体の役割の中で一番大事な部分ですから、住民にとってどうなのかということを基本に据えたら、「こんなことをしてもらったら困るではないか」の一言ぐらい言って当然だと思うのですが、どうもこの議論の中ではそういうお話が出てこない。郵政改革によるもので仕様がないのだと。できるだけ変わらぬサービスをお願いしたと。お願いしただけで、「よし、わかりました。そうします」という回答が、どうもあったというふうには思えませんし、これはやはり、住民に周知徹底するというのは、それは「あんたが了解したのだから、あんたが説明しろ」という話になってきますよね。

もちろん、郵便局の問題ではあるのですけれども、「周知徹底してもらったら結構ですよ。うちはもうサービスができるだけ下がらないようにしてください。私の言うべきことは言いましたよ」と、そういうことでは済まない。住民にどう責任をとるのかという点での町長の考え方を、これはやはり住民に責任を持つとか、住民サービスが低下されるということよりも、郵政改革をされることの方が大事なのだと。2つを天秤にかけたら郵政改革の方が大事だと。そういうふうに思っているのかどうかについて、改めて確認したいと思います。

- 〇議長(中島正己) 山口町長。
- **〇町長(山口喜代治)** これは申すまでもなく、法で決まったものでございます。私はこれは十分に皆さん方の代表としてサービスの低下にならないように、これは

当然、我々としては声を大にして申さなければなりませんが、法制で決まれば、 これはもう法に従うべきものであると思っております。

- **〇議長(中島正己)** 次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。
- **〇7番(若井敏子)** 郵便局の問題について言いますと、私はやはり、もう議論はできないのですけれども、法で決まったものとは言え、住民に本当に不便をかけることについてはしのびないのだと、そういう発想が発言の中に出していただきたかったと申し上げておきます。

次の質問ですが、「気軽に利用できる住民相談日の設置を」ということで質問します。近年、いろいろな相談が私のもとに寄せられています。特に多重債務に関する相談は増え続けています。1つひとつ解決のために努力しているわけですけれども、恐らく私には届かない相談者が2倍も3倍もおられるのではないかと思います。そこで、ぜひ町として、例えば月1回でも「住民相談日」を設置して、住民の相談に応じる体制をつくっていただきたいという立場から質問するものです。

行政相談ですとか結婚相談というものは定期的にしていただいていますし、いろいろな司法書士会が月1回、大津でやっている、彦根でやっていると、そんなことはあるわけですけれども、もう少し枠を大きくして、例えば司法書士や弁護士に頼んで、竜王町の何でも相談と言うか、生活相談とか、そういう相談日というものを設置してほしいと考えています。

実は私のもとに寄せられる相談者に聞きますと、まずどこに相談するのかがわからないと言われます。必要に応じて裁判所や弁護士、税理士を紹介していますけれども、それだけでも解決に近づくことになると喜ばれています。彦根や大津に行かなければ相談できなものですから、町でぜひ弁護士や司法書士、税理士に協力してもらって相談日を設置することは、予算もたくさんかからず、住民には歓迎されるものと思います。

自分の問題は自分で解決する、その糸口を見つけるために少し町が手助けをする。竜王町でなければできない温かい施策になること請け合いです。前向きにご検討いただきたく、ご所見をお伺いします。

- **〇議長(中島正己)** 青木総務課長。
- **〇総務課長(青木 進)** 若井議員さんの「気軽に利用できる住民相談日の設置を」 のご質問にお答えいたします。

近年、社会情勢の急激な変化と、目を見張る情報化時代の進展により、特に社

会的弱者の方を対象とした消費生活でのトラブル、権利侵害等、日常生活での不 安や悩みによる相談事案が全国的にも増加をいたしております。加えて、議員ご 指摘のとおり、潜在的な事案も相当数あるものと認識をいたしております。

ご質問で述べていただいておりますとおり、本町では「住民の日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行い、地域住民の福祉の増進を図ることを目的に、毎月1日・11日・21日の午前中は勤労福祉会館、午後は鵜川ふれあいプラザで、「竜王町心配ごと相談所」を運営いたしております。相談員といたしまして、人権擁護委員・行政相談委員・主任児童委員・民生児童委員で分担をいただき、複数体制をもって相談に対処していただいておるところでございます。

また、過去4年間の「心配ごと相談所」の年間相談実績は、平成14年度25件、15年度34件、16年度15件、17年度10件となっております。また、関連をいたします福祉サービスでの「地域福祉権利擁護事業」での相談等取扱い件数は、平成14年度25件、平成15年度186件、16年度199件、17年度112件となっており、今日の社会情勢を反映して増加する傾向となっております。

さて、議員ご質問の「もう少し枠を大きくしての相談」、つまり司法書士、弁護士等に依頼する専門的相談と理解いたしておりますが、その事案が発生いたしました時には、「県の法律相談ネットワーク」・「滋賀県民相談ネットワーク」の有効的な活用により、相談者の思いに応えるべく対応をいたしておるところでございます。

今後とも、こういう制度の住民相談事業につきまして、住民皆さまにご理解をいただけるよう、十分なPRに努めますとともに、議員の提案も参考にさせていただく中で、さらに関係者と協議を行いまして、一層温かい施策が展開できますよう努めてまいりたいと考えております。以上、誠に簡単でございますが、お答えとさせていただきます。

#### **〇議長(中島正己)** 若井敏子議員。

**〇7番(若井敏子)** 恐らく、私のところへ話をしに来られるような内容の件は、「心配ごと相談」なんて、そんな、言ったら軽いものではないのです。

今おっしゃっている、別に人権擁護委員さんとか他の委員さんたちの対応だけではだめだということではもちろんないので、窓口としてそういう方がおられることもすごく大事なことですけれども、相談に行く人というのは、私のところに来る人が別かも知れないのですが、やはり隣のおじさんが人権擁護をされている。そこのところへ心配ごと相談に行くのだというのは、ちょっとやはり一歩引くも

のがあるのと違うかなと思うのです。弁護士さんが来ている、あるいは司法書士 さんが来ているということで行くのと、隣のおじさんが人権擁護委員をされてい て、今日は心配ごと相談日だから、そこへ行って相談しようかということになる かと言ったら、ちょっとやはり難しいのと違うかなという気がするのです。

今寄せられている心配ごと相談の件数の 25・35・15・10 件という中身がどういう内容なのか、具体的にはわかりませんから、ぜひこの中身も分析していただいて、本当にここで解決するような問題なのか。それ以上難しい問題は来ていないのではないのかなという思いがあることから、そこはどうなのかなというふうに、ちょっとまた分析してもらって、あとで報告をいただきたいと思うのです。再質問としてお願いしたいのは、この中から、そういう弁護士に相談しなければならないような事案、もっと難しい問題が出たら、県民相談ネットワークなどで対応しているという話ですが、この件数はどれだけあるのか。これについてはぜひこの場で報告していただきたいと思うのです。関係者と協議し、一層温かい施策になるようにしたいというご答弁をいただいていますので、それ以上質問するつもりはありませんが、ぜひそのように対応していただきたいと思います。

- **〇議長(中島正己)** 青木総務課長。
- ○総務課長(青木 進) 若井議員さんの再問にお答えいたします。

先ほど相談実績の概要を申し上げましたが、その辺の分析をして、また報告をということでございますので、後ほどまた報告させていただきたいと思います。なお、この実績のうちでどれだけ、先ほど上位での専門弁護士の件数があったかというお尋ねでございますが、今少し詳しくは調査をいたしておりません。ただ、その辺の専門的相談につきましては、社会福祉協議会を通じまして、県の方の弁護士等にシステムがございまして、そこへ相談をいたすわけでございます。費用弁償等については、無料で相談を受けるというように伺っております。何件あったかということにつきましては、先ほどの分析と同様に調査をいたしまして、報告させていただきたいと思います。以上、お答えといたします。

- **〇議長(中島正己)** 若井敏子議員。
- **〇7番(若井敏子)** 県民相談ネットワークなどに相談するというのは、福祉サービスのことだけなんですか。違うでしょう。社会福祉協議会がなぜ出てくるのかなと思うのですが、違いますよね。もういいです、結局また調べてお答えいただくということで、もちろん会期中にお願いします。ありがとうございます。
- **〇議長(中島正己)** 次に、2番、川嶋哲也議員。

**〇2番(川嶋哲也)** 第2回定例会一般質問、3問質問させていただきます。

1点目につきましては、これは毎回質問させていただいております。またかということでございますけれども、ひとつよろしくお願い申し上げます。平成17年度町一般会計等の決算見込みについて、お伺いいたしたいと思います。

平成17年度の竜王町一般会計予算、補正予算(第6号)までいきますと52億5,580万7,000円ということでございます。歳入の主なものは町税、国・県支出金・町債および地方消費税交付金等でございます。歳出の主なものは人件費、さらには建設事業費・補助費・物件費・公債費、さらには繰出金等でございます。

つきましては、平成17年度一般会計・特別会計決算見込等につきまして、次 のことについてお伺いをいたしたいと思います。

1点目、歳入歳出決算見込額と実質収支見込額、さらに歳出の予算現額に対する不用額について、お伺いをいたしたいと思います。

2点目でございますが、町税等の収入状況と収入未済額および不納欠損額について、お伺いをいたします。

3点目でございますが、平成17年度の主な事業内容と事業費および成果について、実施されていない部分もあるわけでございますので、特にお伺いをいたしたいと思います。

それから4点目でございますが、平成17年度末の国・県および町の起債額、これも国債等も含めての残高がどれくらいあるかと。新聞紙上等々出てきておるわけでございますが、年々増えてきておるということでございますので、町でわかる範囲で答弁をいただければありがたいと思います。

それから5点目でございますが、財政力指数・経常収支比率および公債費比率 について、一般会計についての率をお伺いいたしたいと思います。

以上5点、よろしくお願い申し上げます。

- **〇議長(中島正己)** 青木総務課長。
- ○総務課長(青木 進) 川嶋哲也議員さんの「平成17年度町一般会計等の決算見込み」につきまして、お答えを申し上げます。

まず1点目のご質問、一般会計および水道事業会計を除きます7特別会計の決算見込額についてお答えをいたします。

一般会計につきましては、歳入総額が52億5,870万3,838円、歳出総額が50億3,518万8,828円、歳入歳出差引額が2億2,351万5,010円、翌年度へ繰り越すべき財源が1,317万2,000円でございますので、実質収支額は2億1,034万

3,010 円の黒字となっております。なお、歳出予算現額に対します不用額は、8,810 万 6,172 円でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計(事業勘定)につきましては、歳入総額が7億6,204万3,363円、歳出総額が7億3,301万3,641円、歳入歳出差引額が2,902万9,722円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は2,902万9,722円の黒字となっております。なお、歳出予算現額に対する不用額は、2,055万359円でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計(施設勘定)につきましては、歳入総額が1億6,873万2,448円、内訳といたしまして、医科が1億399万7,489円、歯科が6,473万4,959円、歳出総額が1億5,314万5,770円、内訳といたしまして、医科が9,542万9,707円、歯科が5,771万6,063円、歳入歳出差引額が1,558万6,678円、内訳としまして、医科が856万7,782円、歯科が701万8,896円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1,558万6,678円の黒字となっております。内訳は、医科が856万7,782円、歯科が701万8,896円のそれぞれ黒字でございます。なお、歳出予算現額に対する不用額は905万9,230円、内訳といたしまして、医科が637万293円、歯科が268万8,937円でございます。

次に、老人保健医療事業特別会計につきましては、歳入総額が8億5,131万8,932円、歳出総額が8億8,314万5,070円、歳入歳出差引不足額が3,182万6,138円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は3,182万6,138円の赤字となっております。このため、翌年度歳入繰上充用金3,182万6,138円でもって、歳入不足を補てんいたしました。なお、歳出予算現額に対する不用額は、2,146万3,930円でございます。

次に、学校給食事業特別会計につきましては、歳入総額が 6,180 万 1,525 円、歳出総額が 6,141 万 186 円、歳入歳出差引額が 39 万 1,339 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 39 万 1,339 円の黒字となっております。なお、歳出予算現額に対する不用額は、20 万 4,814 円でございます。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入総額が9億4,505万3,123円、 歳出総額が9億744万2,855円、歳入歳出差引額が3,761万268円、翌年度へ繰 り越すべき財源が230万円でございますので、差引実質収支額は3,531万268円 の黒字となっております。なお、歳出予算現額に対する不用額は、2,804万5,145 円でございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入総額が4億7,970万7,127円、

歳出総額が4億5,687万3,953円、歳入歳出差引額が2,283万3,174円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は2,283万3,174円の黒字となっております。なお、歳出予算現額に対する不用額は、2,431万5,047円でございます。

次に、日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計につきましては、歳入総額が294万6,844円、歳出総額が255万6,844円、歳入歳出差引額が39万1,082円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は39万1,082円の黒字となっております。なお、歳出予算現額に対する不用額は、39万1,238円でございます。

以上が、一般会計ならびに7特別会計の決算見込額の状況でございます。

次に、第2点目の町税の収入状況と収入未済額および不納欠損額についてでございますが、町民税が10億5,749万4,792円、固定資産税が17億1,667万7,504円、軽自動車税が3,034万9,000円、町たばこ税が3億3,462万7,958円の収入済額でございます。

収入未済額につきましては、町民税が 2,112 万 4,672 円、固定資産税が 5,175 万 4,300 円、軽自動車税が 203 万 8,700 円でこざいます。不納欠損額につきましては、町民税が 61 万 4,412 円、固定資産税が 118 万 7,100 円、軽自動車税が 6 万 600 円でございます。

また、国民健康保険税につきましては、2億8,763万960円の収入済額、4,466万8,038円の収入未済額、114万9,200円の不納欠損額でございます。

次に、3点目の平成17年度の主な建設事業についてでございますが、自ら考え自ら行うまちづくり事業が787万5,483円で、23自治区が取り組みをいただきました。合併処理浄化槽設置事業が223万8,000円で、6基を設置いただきました。みんなでがんばる集落営農推進事業が98万2,000円で、薬師の営農組合が乗用田植え機の導入や格納庫を増設されました。

農村総合整備事業につきましては、山中地先の防火水槽設置にかかる測量設計 や、小口地先の防火水槽ネットフェンス設置、岩井、岡屋、山之上、小口地先の 農道整備、駕輿丁地先の集落道整備等を行い、これに係ります工事請負費、設計 委託料、水道・電柱補償費等の建設事業費は4,326万228円でございます。

竜王幼稚園便所等改修工事につきましては、1,155万円で多目的トイレを1ヶ所新設し、大人用トイレを男性用・女性用に分けるための改修を行い、幼稚園児 や保護者等の利便性の向上を図りました。 竜王中学校大規模改造工事設計業務につきましては、798 万円。竜王小学校に設置しておりますことばの教室の整備工事につきましては、教室や待合室にエアコン3台を設置し、164 万 5,350 円。図書館の図書充実のための図書購入代については、3,535 冊を新規に購入いたしまして、その経費が 497 万 9,128 円でございます。

介護保険システム導入に1,344万円、地域包括支援センター管理システムに319万2,000円で、介護保険制度の改正に対応してまいりました。

次に、第4点目の一般会計の地方債残高と町民さん一人当たりの額についてでございますが、平成17年度末町債残高は、72億9,762万7,743円の見込みでございます。これを平成18年3月31日現在の住民基本台帳人口12,934人で割りますと、一人当たり56万4,220円でございます。

また、県債、国債の残高でございますが、平成17年度末県債残高は、8,800億8,167万7,000円の見込みでございます。これを平成17年の国勢調査人口で割りますと、県民一人当たりの残高は、63万7,000円でございます。

また、平成17年12月末の国債残高は、663兆7,743億円の見込みでございます。これを平成17年の国勢調査人口で割りますと、国民一人当たり519万5,000円の起債残高でございます。

次に、5点目の財政力指数につきましては、平成15年度から平成17年度までの3ヵ年平均で、1.106であります。また、平成17年度決算見込によります経常収支比率につきましては82.2%、公債費比率につきましては8.1%でございます。

以上、川嶋議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

- **〇議長(中島正己)** 川嶋哲也議員。
- O2番(川嶋哲也) 1 点だけ質問させていただきます。

不用額が多いわけでございますが、特に一般会計につきましての不用額の内容が、もしわかればお聞きいたしたいと思うのです。

- **〇議長(中島正己)** 青木総務課長。
- **〇総務課長(青木 進)** 川嶋議員さんの再質問にお答え申し上げます。

ただいま不用額、先ほど回答で8,810万6,172円と一般会計で申し上げました。 ただいま詳細は分析をいたしておりますが、だいたい不用額の内容につきまして は、一部繰越もございますが、社会福祉の関係で負担金とか扶助費、繰出金等に 大きな不用額が出ております。社会福祉関係で約1,000万円余りの不用額が出て おります。

また、老人福祉費では、いわゆる委託料の関係、老人健康診査等の委託料、また老健の繰出金等で一部不用額が出ております。

以下、介護保険関係の不用額、あるいは福祉医療費におきます扶助費の執行率 98%でございますが、若干不用額が出ております。

また、農村総合整備事業費で若干の不用額が出ております。

また、商工関係でございますが、小口簡易資金の貸付金がございます。執行はいたしておりますが、枠の関係で400万円程度の不用額が出ております。

そうした主な不用額をずっとあげさせておるわけでございますが、だいたいいろいろな予算につきましては執行いたしておりますが、合計合わせて、先ほどご回答申し上げましたような不用額でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

- ○議長(中島正己) 次の質問に移ってください。2番、川嶋哲也議員。
- **〇2番(川嶋哲也)** 2点目の質問をさせていただきます。前回の第1回定例会にも 質問させていただいたわけでございますが、滋賀県版経済振興特区、この間の全 協の中でも説明があったわけでございますが、計画の進捗状況についてお聞きい たしたいと思います。

平成15年度から県が独自に認定している県版経済振興特区について、これまで草津市・長浜市・米原市・高島市が認定されたということでございます。本町につきましても、竜王インターチェンジを核として竜王町全区域を経済振興特別区域と定めまして進めておられるということでございますが、現時点での認定に向けての業務進捗状況を伺いたいと思います。

特に5月に県に申請、さらに6月に認定審査を受けるということで進めておられるわけでございますが、申請の詳細内容、さらに認定の見通しについて、再度 お伺いをいたしたいと思います。

それから、この計画の中の取り組みの中で、琵琶湖リゾートネックレス構想も 廃止されたというような話もあるわけでございますが、これの経過等について、 さらに関連いたしまして、西武開発の計画についての現在までの経過と今後の対 応策を含めてお聞きいたしたいと思います。

これにつきましては、町の考え方、さらに県の考え方もあれば、お聞かせいただきたいと思います。以上、よろしくお願いします。

〇議長(中島正己) 小西政策推進課長。

**〇政策推進課長(小西久次)** 川嶋議員さんの県版特区に対します本町の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、滋賀県では、地域経済の活性化と県全体の経済振興を図るため、地域の特性を生かした力強い、あるいはモデルとなるような産業施策の実施が見込まれる地域を特区と認定し、区域と期間を限定して集中的に支援しようとする、県レベルでは全国初の取り組みとして、平成16年度から18年度までの間、制度化され取り組んでおられます。

これまでに、大津市・草津市の「びわ湖南部エリア新産業創出特区」、長浜市の「長浜バイオ・ライフサイエンス特区」、米原市の「滋賀総合物流センター特区」、高島市の「びわ湖里山観光振興特区」など4ヵ所が認定されており、県の方針としてあと1~2ヵ所を今年度で認定する予定であると聞いております。

本町におきましても、一日2万台の利用がある名神竜王インターを抱え、近畿・中部圏域の中間点に位置することや、全国展開をしている工場も集積していることから、この周辺を中核としたまちづくりは不可欠と考えております。

また、長年にわたります民間リゾート開発計画の白紙により、町のこれからの まちづくりの計画の見直しも余儀なくされております。

このことから、町の基幹産業であります農業の活性化、商業施設等の誘致、竜 王インターチェンジを核とする物流機能の強化、企業の事業拡張に対する支援等 を通じて、産業活力を高め、地域経済の活性化を図り、住民の健康、雇用の確保 を図りたいと考えております。

計画の内容といたしましては、特区が5年間の支援期間を設定していることや、 地域経済の活性化が目的であることを念頭に置き、本町が地域再生計画の認定を 受けていることなどを踏まえ、「環境」、「経済」、「大学との連携」等を切り 口とし、県の商工政策課経済振興特区推進室の指導もいただきながら、参画予定 企業や大学等との調整も図っているところでございます。

なお、特区の認定までのスケジュールにつきましては、最新の県の情報では、 7月下旬に申請を受け付け、8月中旬に認定審査・評価委員会を開催し、9月上 旬に認定する予定であると聞いております。

次に、琵琶湖リゾートネックレス構想と西武リゾート開発の計画についてでございますけれども、まず西武開発計画につきましては、昨年11月に西武鉄道の役員から白紙撤回の申入れが町長にあってから、議会ならびに地元役員の方々、また昨年末から1月にかけての各集落でのまちづくり懇談会において、その経過

を報告させていただくとともに、厳しいご意見もいただいてきたところでございます。

そのような状況の中で、4月以降、精力的に交渉を重ねているところでございまして、現在の状況といたしましては、西武からは、「自社としての事業展開は無理であるが、ある会社からアウトレットモール等の事業展開をしたいという申し出がある。ついては、町に協力をお願いしたい」との要望があります。現在、その開発計画の許認可が可能であるかどうか、県と協議をしているところであります。

さらに、町といたしましては、これまでの 50 年近くの経緯を重んじて、インター周辺整備の事業を展開するために、用地について提供いただくよう要請もしているところでございます。今のところ、西武側も基本的に町の要望については理解を示していただいてはおりますが、条件面ではまだまだ合意に至るレベルではありませんので、今後とも精力的に交渉していく所存であります。

最後に、琵琶湖リゾートネックレス構想につきましては、本町も希望が丘地区として重点整備地区に位置づけられておりますが、社会経済情勢の変化により、 平成16年2月に総合保養地整備法に規定する基本方針が変更され、現行の基本 構想について適時適切な政策評価を行い、基本構想の抜本的な見直しを行うよう 国から県に指導があったところです。

それに伴い、県といたしましても現行の構想について再点検をし、地元のまちの意向も確認した上で、その見直しを進めていく方針であると聞いております。 町といたしましては、岡屋地先の県有地については、竜王インターチェンジに 近い丘陵地という企業立地に最適な土地であると考えているため、できるだけ早 い時期に重点整備地区の指定の解除をしてもらうよう、県に要請もしているとこ ろでございます。以上、川嶋議員さんへの回答とさせていただきます。

- **〇議長(中島正己)** 川嶋哲也議員。
- **〇2番(川嶋哲也)** 特区の関係でございますけれども、これも認定がいることもある程度聞かせていただいております。

ただ、認定の見通しですね。ペケということではないだろうと思うのですけれども、何パーセントぐらい期待したらいいのかどうか。この点を聞かせていただきたいと思います。

- **〇議長(中島正己)** 佐橋総務政策主監。
- **〇総務政策主監(佐橋武司)** ただいま、経済版特区についての状況等を、担当課長

からご説明を申し上げたところでございます。

何分におかれましても、この地域の活性化、まちの将来に欠かせ得ないプランかと認識をいたしておりますので、今予測の数値は申し上げられませんが、非常にハードルが高い状況でございますが、挑戦をし、所期の目的に達せるよう、全身全霊を傾注したいなと、こういう思いでございますので、また中間報告等、議会の方にもご説明申し上げ、またご助言をいただく中で、県の方に申請し、纏め上げたいなと、こういう思いでございますので、今後ともひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

**○議長(中島正己)** この際申し上げます。ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分 再開 午後 1時00分

- **〇議長(中島正己)** 休憩前に引き続き会議を開きます。
  - 2番、川嶋哲也議員。
- ○2番(川嶋哲也) それでは、3点目の一般質問を行います。少子化対策について。 ますます深刻化する少子化について、その1つの対策として、本年4月より児 童手当制度が拡充されました。つきましては、少子化対策については、国・県お よび町はいろいろ取り組みをいただいております。現在までの取り組みの具体的 な内容について伺います。

また、今後の対策・対応について、国・県の考え、特に町としてのお考えとその内容についてお伺いいたしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

- 〇議長(中島正己) 松浦健康推進課長。
- **〇健康推進課長(松浦つや子)** 川嶋哲也議員さんのご質問にお答えを申し上げます。 昨年の国勢調査で、我が国は人口減少社会に突入したことが明らかになりました。また、6月1日に厚生労働省が発表しました人口動態統計では、女性が産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は1.25となり、過去最低となりました。

国におきましては、平成11年12月に「少子化対策推進基本方針」の閣議決定がされ、関係省庁による「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」、いわゆる「新エンゼルプラン」を打ち出されました。

さらに、平成13年7月には、「仕事と子育ての両立支援策の方針」を、平成 14年9月には「少子化対策プラスワン」を、15年3月には「次世代育成支援 に関する当面の取り組み方針」をと、整備が進められてきましたが、少子化に歯 止めがかからず、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」および「児童 福祉法の一部を改正する法律」が成立・公布、各種の施策を総合的に推進する枠組みがされました。また、総合的な施策の指針として、平成16年度には「少子化社会対策大綱」の策定がされまして、これに基づきまして重点的施策の具体的実施計画として、「子ども・子育て応援プラン」が策定されております。

「少子化社会対策大綱」では、4つの重点課題ということで、1つ目に、若者の自立とたくましい子どもの育ち、2つ目といたしまして、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、3つ目として、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、4つ目といたしまして、子育ての新たな支え合いと連携を掲げておりまして、この重点課題に沿って、「子ども・子育て応援プラン」は地方公共団体や企業などとともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成21年度までの5年間の具体的な施策内容と目標が定まっております。

今年度、具体的な施策につきましては、①すべての子どもと過程に支援が行き届くような地域における支援対策や多様な保育サービスの充実、②男女ともに子育てしながら安心して働くことのできる雇用環境の整備、③子どもの命を大切にするための児童虐待防止対策や小児科・産科医療の確保、④児童手当の支給対象年齢の引き上げなどの拡充ということで、4月から支給対象年齢が、小学校第3学年修了前から6学年修了前までに拡大されました。また、所得制限の緩和がされたところでございます。

県や町におきましても、次世代育成支援対策推進法の成立を受けまして、平成 16年度に「次世代育成支援行動計画」を策定いたしまして、平成21年度まで の5年間の具体的な施策内容を定め、子育てしやすい環境づくりに取り組んでい るところでございます。

県では、この10月からですが、通院患者の乳幼児医療費無料化対象年齢を、現在の4歳未満までを小学校入学前までに拡大。また、所得制限につきましては、児童手当に準じた制限額を設定されるということ。それから、第3子以降は制限はしないという制度改正がされる予定でございます。なお、この制度を導入する市町につきましては、半額補助される予定でございます。

町におきましても、国からの方針などを受けまして、平成14年3月に「竜王町児童育成計画」、これは旧計画になりますが、策定をしてまいりました。国の「次世代育成支援対策推進法」を受けまして、次世代育成支援に関するアンケート調査等の結果を踏まえまして、旧計画の内容を見直し、17年3月に「竜王町次世代育成支援行動計画」を樹立してまいりました。

こうした背景を踏まえまして、本町の重点政策として、平成17年度から子育て支援係を設けまして、竜王町少子化対策推進本部を置き、助役を本部長、教育長を副本部長、主監・課長・機関の長を部員といたしまして、町全体の総合施策として位置づけいたしまして、少子化対策および子育て支援の推進をしております。今後の本部会議の中で、さらに重点で取り組んでいくことや方法等、具体的な内容について検討をしていく予定をしております。

町独自の取り組みとして主なものですが、保育園の保育料の軽減や保育士の特別配置事業、母子・父子・障害児福祉年金や出産祝い金の支給、所得制限なしの 4歳以上就学前児童の福祉医療費や不妊治療費の助成等を実施しております。

現在、国におきましては、「少子化社会対策推進専門委員会」がまとめをして おります。それで新たな少子化対策の具体案について検討されておりまして、近 いうちに閣議決定がされるということを聞いております。

安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進していくために、 行政はもちろんでございますが、地域、企業、関係団体等、国も挙げましてこの 課題に積極的に取り組んでまいりたく、今後とも議員皆さま方のご支援をお願い いたしまして、お答えとさせていただきます。

- **〇議長(中島正己)** 川嶋哲也議員。
- ○2番(川嶋哲也) 国なり県なり、町でもいろいろ取り組みをいただいておるわけでございますが、国は国、県は県、流れがありますので、なかなか町として単独というのはなかなか無理な面もあるかと思いますけれども、それでもテレビを見ていますと、国で今、少子化対策法ですか、参議院を通過したということのようでございます。その中身は我々ももう少し勉強ができておらないわけでございますけれども、もし中身がわかれば、ここで答弁ができない場合はまたあとでも結構ですので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。
- **〇議長(中島正己)** 松浦健康推進課長。
- **〇健康推進課長(松浦つや子)** 川嶋議員さんの再問でございます。まだ決定はして おりませんので、まだ定かではないのですが、今の予定と言うのですか、少子化 対策推進専門委員会の意見を受けてということで、ちょっとその辺のことを説明 申し上げます。

まず1つに、出産の時の育児の一時金ですが、この給付手続きを、今までは産んでから渡していたのですけれども、それを出産した時に渡すように、そういうような工夫もしていきたいということとか、それから妊娠中の検診費用の負担を

軽減をしていく。また、不妊治療への公的助成をさらに拡大をするとか、あと、 0歳児から3歳までの子どもを対象に、乳幼児手当を創設したいとか、あと、在 宅子育て支援のための一時保育料の負担を軽減するとか、高校生・大学生に対す る奨学金の事業を充実するとか、いろいろなことが言われております。

ただ、このことについてはまだ正式に決まったものではございませんので、その辺についてはまた決まり次第、お知らせもさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(中島正己)** 川嶋哲也議員。
- **〇2番(川嶋哲也)** 今、何点かあげていただいたわけでございますが、国の方でも 即とはなかなかいかないと思いますけれども、例えば1点でも町の方が先行する とかいう考えはあるのか、ないのか。お聞かせいただきたいと思います。
- **〇議長(中島正己)** 松浦健康推進課長。
- ○健康推進課長(松浦つや子) 川嶋議員さんの再々質問のお答えを申し上げます。 今もその中で、町でも何かできないかというご質問でございますが、先ほど申 し上げましたように、町独自が取り組みを進めているものもございます。先日、 総務教育民生常任委員会の中でも、うちの方の町としての施策の一覧表をお渡し させていただきました。その中で、町として実施しているものもございますので、 今後につきまして、またその辺につきましては、またうちの方の少子化の会議の 中でも検討もしていきたいと思っておりますが、当面は国また県の方のいろいろ な事業に沿ってやっていきたいということを思っておりまして、お答えとさせて いただきます。
- ○議長(中島正己) 次に、5番、近藤重男議員。
- **〇5番(近藤重男)** 平成18年第2回定例会一般質問、質問事項でございます「担い手、認定農業者の要件」について、質問いたします。

新たな「食料・農業・農村基本計画」は、平成17年10月27日に国において経営安定対策等大綱が決定されました。新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく品目横断的な安定対策は、平成19年産から導入されます。

新たな経営安定対策の対象となる担い手、認定農業者は、市町村に認められている認定農業者でありますが、国は4ha以上、竜王町は2ha以上とされている。 重点に置かれております新基本計画の柱となるのは、品目横断的な安定対策、日本型直接支払い制度であります。

竜王町の定めている担い手、認定農業者の奨励要綱の対象となることは難しい

ように思います。その要件についてお伺いするところでございます。よろしくお 願いします。

- 〇議長(中島正己) 川部産業振興課長。
- **○産業振興課長(川部治夫)** 近藤議員さんの「担い手、認定農業者の要件について」 のご質問に、お答えいたします。

既にご高承いただいておりますとおり、議員仰せのとおり、現行の水田農業構造改革対策が平成16年度から始められ、今年3年目の最終年を迎えているところでございます。新たな食料・農業・農村基本計画の具体化策として、平成17年10月27日に国において決定されました、平成19年度から導入されます経営所得安定対策大綱は、3本の大きな柱から構成されております。

そのうちの1つ目の柱には、これまでのすべての農家を対象としてきた品目ご との価格施策から、担い手の経営に着目した所得施策である品目横断的経営安定 対策であります。

また2つ目の柱は、米政策改革を推進する対策として、現在の産地づくり交付 金に米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることであります。

さらに3つ目の柱は、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を 図るための対策であります。

これら3本の柱の中でも、平成19年産から導入されます品目横断経営安定対策は、これまで麦、大豆の品目別に講じられている経営安定対策、例えば小麦でありますと農林61号1等60kgの場合、販売収入が約1,900円、そこに麦作経営安定資金として約6,250円が交付され、8,150円として作付け農家すべてに価格補償がされておりました。

しかし、平成19年度からはこの麦作経営安定資金が廃止され、担い手でない場合は販売収入だけとなり、担い手の場合には、この麦作経営安定資金に代わる施策として、過去の生産実績に基づく支払いと、毎年の生産量・品質に基づく支払いとして、担い手の経営に着目した所得政策に大きく舵を切った、戦後最大の農政改革と言われております。

この中で、議員仰せの平成19年度からの新たな経営所得安定対策の対象となる担い手要件は、4ha以上の経営を行う認定農業者、および20ha以上の経営を担う特定農業団体、または特定農業団体と同様の要件を満たす集落営農組織とされております。

そこで、竜王町が現在認定農業者として定めております担い手農家は、平成1

3年度に農業経営基盤強化促進法に基づき策定しました竜王町農業基本構想に 基づき、農業経営規模の拡大および集約化、複合化などによって、農業経営の改 善を図り、基本構想に示された育成すべき目標に向け、効率的かつ安定的な農業 経営体(認定農業者)を育成することを目的に、関係機関と生産者で構成します 竜王町経営改善計画認定審査委員会を設けて認定しております。

この認定審査委員会において、担い手農業者自らが作成した目標年次を定める 農業経営改善計画を審査いただき、現状耕作面積が2ha以上であり、農業に対し て意欲のある農業者を認定農業者として町が認定をいたしております。現在、25 人の認定農業者を認定いたしております。

そうしたことから、国が平成19年産から導入します品目横断的経営安定対策で示されています認定農業者の経営面積の位置づけが4ha以上とされており、現在、町が認定をいたします認定農業者において、国の基準に達していない農業者があり、現在、農地の集積を図るなど、農業委員さんを中心に農地の斡旋を進める中、規模拡大等を行っていただいております。

また、現在、竜王町農業基本構想の見直しを進めており、併せて国で審議されています来年度からの米政策改革推進対策(新・産地づくり交付金)の動向を踏まえ、関係機関と協議する中で、見直し等の検討をしてまいりたいと考えております。以上、近藤議員さんへの回答とさせていただきます。

## 〇議長(中島正己) 近藤重男議員。

○5番(近藤重男) ただいま説明をいただいたわけでございます。特にこの問題につきましては大きな問題でもございますし、全国市町村におきまして総仕上げの時期というようなことで、担い手の育成に努力されているところでございます。先ほど申し上げました4ha未満の農家も竜王にあるわけでございます。それについては規模拡大をするというような中で取り組みをしていくというような課長のお話でございました。

特にやり方としては、特定農業団体と共同でやるという方策もあるわけでございます。また、これにつきましては、経理の一元化という問題もあるわけでございますけれども、何といたしましても、早く規模拡大ができるような方策を講じていただきたいなと思うところでございますし、特に今日の農業新聞の一面には、経営安定対策の助成ということで、7月に助成の総額を示すということでございまして、農水省の方では、19年度に導入する品目横断的な安定対策の米政策改革推進対策の農地・水・環境保全という中におきまして、現在のところまだ金額

が定まっていないという中でございまして、8月の下旬頃には19年度の予算の 枠取りをしていくというようなこと等もかかれておるわけでございます。

特に竜王といたしまして、できる限り認定農業者を優先し、さらに特定農業団体を立ち上げるというのが一番理想のように思うところでございますので、ひとつその点につきまして十分ご配慮いただきまして、今の制度に全集落が乗れるような方策をひとつお願いしたいなと思うわけでございます。

質問でなく要望ということで、ひとつ今後とも、日が迫っております中でございますので、どうかひとつ町を挙げてこの問題にお取り組みいただきたいと思うわけでございますので、よろしくお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

- ○議長(中島正己) 次に、12番、山田義明議員。
- **〇12番(山田義明)** 竜王町の都市核(生活拠点)づくりにつきまして、お伺いいたします。

生活の利便性や、これからの少子高齢化と人口減少の時代に欠くことのできない竜王町の都市核づくりについては、従来からも総合庁舎周辺での生活拠点づくりの必要性が叫ばれています。

また、竜王町の地域再生を考えるまちづくり懇談会からも、このことについて 提言を受けられ、実現に向けた3ヵ年行動プログラムの指針が出されており、こ れらを実現さす効果的な制度適用の研究もされており、町民の期待も大変大きい ものがあります。今後、この都市核(生活拠点)を実現させるための具体的な内 容と、そのスケジュールにつきましてお伺いいたします。

- 〇議長(中島正己) 小西政策推進課長。
- **〇政策推進課長(小西久次)** 山田議員さんのご質問、竜王町の都市核(生活拠点) づくり」について、お答えをさせていただきます。

本町が、個性溢れるたくましいまち、「地域再生のまちづくり」の重点プロジェクトとして掲げております「町の核づくり」につきましては、多くの町民の皆さまのご期待をいただく中、また、「地域再生のまちづくりを考えるまちづくり懇談会」からのご提言を踏まえながら、その基本方向として、「既存公共施設や機能を活かすセンター」「福祉や健康、教育、子育ての環境を担う」「生活利便施設、住民の交流の場づくり」「公共交通等の拠点」を視点として、住民の生活拠点としてのまちの核づくりを、現在、さまざまな分野において鋭意努力を行っているところでございます。

その整備手法に関しましては、非常に高いハードルではありますが、今日、国においてはまちづくり三法の見直しが大きく議論をされております。人口減少時代、超高齢化社会にふさわしいまちづくりを実現していくために、これまでの都市計画のあり方が見直されていることから、そのことをチャンスに、関係部署が一体となって、これの実現に向け取り組んでいるところでございます。

ご承知のこととは存じますが、郊外の大規模集客施設の出店を規制することが うたわれました都市計画法の改正が5月24日に参議院本会議で可決成立され ました。その中では、市街化調整区域内での大規模開発の許可基準が廃止され、 その代わりに、秩序ある整備を図る手法として地区計画制度を活用することとさ れております。

この地区計画が活用できる基準は県において定められており、現基準では住宅施策が中心となっております。竜王町としては、今回、都市計画法の改正の趣旨に則り、地域の特性を生かした個性あるまちづくりの中核の形成といった観点で、その基準見直しに対して積極的な要請を行っているところであります。

また、県においても本町のまちづくりの特異性についてはご理解をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、整備手法も含め一定の目標が見えかけてきたことから、これからは、冒頭申し上げました基本方向を具体化する整備方針を固め、この地区計画策定に向けての準備を進める段階となってきております。現在、今日までの住民の皆さんのご意向を踏まえつつ、庁内各部門が総合調整を図りながら、調査研究に着手してまいりますので、その見通しや具体的な検討をお願いする時期がまいりましたら、そのご報告を申し上げますとともに、ご協議を賜りたく考えておりますので、その節にはよろしくお願い申し上げます。以上、山田議員さんの「生活拠点づくりの取り組み状況について」の報告を申し上げ、質問の回答とさせていただきます。

#### **〇議長(中島正己)** 山田義明議員。

〇12番(山田義明) 返事をいただきまして、地区計画で進めるという話でございますが、その規制の内容と言いますか、むしろそれについては住宅の方を重点に考えておられるというような内容でございますが、今回の都市核につきましては生活拠点ということもございまして、商業施設等の誘致もやってもらわないと、家だけではという面もございます。また、公共的な施設も考えてもらわないといけないというところでございます。

つきましては、この地区計画の面積がどの程度の大きさで、そのうちに住宅がどの程度とか、また商業施設がどの程度とか、あるいは建ぺい率とかいう問題もございます。そういった規制の詳細等がわかればお願いしたいのと、それから、こういう商業施設に来てもらうという場合につきましては、現在、竜王町としてそういったスーパー等の進出を検討されているところがこちらの方に伝わっているのかどうかということ。それから、まちづくり新法ができた関係で、どれだけ、規制も受けるわけでございますが、規制を受けない時期がいつ頃になるのか。その時期もお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

#### 〇議長(中島正己) 小西政策推進課長。

○政策推進課長(小西久次) 山田議員さんの再質問にお答えさせていただきます。 まず第1点、先ほど回答の中で、中心核の中で商業系・公共施設等、いわゆる 地区計画についての規制を受けない時期ということでご質問がございました。地 区計画制度と言いますのは、基本的に中心核の中では、市街化調整区域の中での 地区計画制度というものを対応させていただくということでございまして、先ほ ど申しました住宅等については、既存の法律があるわけでございますけれども、 特に先ほどご質問の中にございましたように、公共施設・商業施設を含める中で のガイドラインの見直しを、要綱の見直しを県の方に要望をさせていただいてい るということで、あくまでも基本的に市街化調整区域の中でのまちづくり、これ は基本的に町がまちづくり計画の中で立てさせていただくというものでござい ますので、現行法の中では調整区域の中でさせていただくというものでございます。

それからご質問の中に、どれぐらいの面積なのかというご質問がございました。 今現在、先ほどから面積的には、基本的に許可のいただける範囲、地区計画制度 のまちづくりの中での許可をいただける範囲ということで、現在、県の方に協議 をさせていただいておりまして、特に都市計画法の関係、また農地法の関係がご ざいますので、このことも県と踏まえながら、面積的に調整をさせていただいて、 今現在検討させていただいているというものでございます。

それからもう1点、ある一定の商業系について、それぞれの進出を検討しているところがあるのかということでございますけれども、ある一定の商業系の部分につきましては、やはり企業さんと一部お話もさせていただいておりまして、その回答等につきましてはまだいただいておりませんけれども、これも法的に改正ができるということになりましたら、ある一定、議会の方にも報告させていただ

けると思いますので、ご回答とさせていただきます。

- **〇議長(中島正己)** 山田義明議員。
- **〇12番(山田義明)** 返答としては、これから県の方といろいろと交渉されてという段階でございますので、非常に竜王町民の多くの方が、だいぶん昔から期待されております。ひとついろいろとお仕事が大変だと思いますけれども、早いことこれが実現するようにお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。以上でございます。
- ○議長(中島正己) 次に、10番、岡山富男議員。
- **〇10番(岡山富男)** 平成18年第2回定例会一般質問に、私から3問質問させていただきます。

まず1問目としまして、町内にコミュニティバスをということで、現在、松が丘・さくら団地の皆さんは、バスを使って通勤・通学をされております。岡屋南・小口のバス停から近江バスを利用されています。学生が夕方帰って来るのに道路の街灯が暗くて危険な感じに思われ、保護者の方々が迎えに来られている姿が見受けられます。

松が丘では約300世帯、さくら団地は約60世帯以上で、町内でも人口が増えている場所でもあり、自治会ではアンケート調査を始められたり、独自でバスを購入しようかとも考えておられます。行政内部や協議会では、町内のコミュニティバスの検討をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

- **〇議長(中島正己)** 小西政策推進課長。
- **〇政策推進課長(小西久次)** 岡山富男議員さんのご質問にご回答させていただきます。

松が丘・さくら団地につきましては、路線バスが乗り入れられておりません。 自治会の中でも、ご質問のある中でご発言をいただきましたとおり、その利用対 象者が増加の方向にある地域でございます。

特に松が丘自治会におきましては、年齢別人口構成からしますと、大きくバス利用の対象と考えられる高校生の層が今後5年間は約100名、その後5年間でも約70名おられ、そのうちのバス利用割合によりますが、この10年間は以前よりその対象者が多くなっているのは現実のところでございます。

また、このことから保護者の方を含め自治会自らの活動として、さまざまなお 取り組みやご検討をいただいておりますことにつきましても、認識させていただ いております。 なお、独自バスの導入案につきましては、町の方でもその相談を受けさせていただきました。調査検討もさせてもらいましたが、運行主体、運営面、さらに法律上の制限もあり、とりわけ安全の確保という点からも大変難しい課題があると感じているところでございます。

路線バスの運行拡大については、以前より検討はいたしておりますものの、運行上のさまざまな課題に加えて、運行経費の増大等、事業者のみの対応としては その可能性はなく、行政からの支援についても、赤字補填以上の負担については、 その効果や長期的な経費支出を勘案すると大変課題が大きく、現時点で乗り入れ 等の実現に至っていないのが実情でございます。

昨年度実施いたしました公共交通対策協議会の中では、JRバス廃止の代替措置として運行しておりますコミュニティバスの再編や、赤字路線であることからバス利用者の拡大に向けて啓発等のご意見をいただいているところでございますし、地域懇談会においても生活拠点づくりとセットした公共交通の充実拡大のご提案もいただいているところでございます。

今後は、超高齢社会の到来を含めた住民生活の面での大切な課題であることの 視点に立ちまして、対策協議会とも検討を深めていく中で、有効かつ適正な対応 を目指したいと考えております。以上、岡山議員さんへのご回答とさせていただ きます。

## 〇議長(中島正己) 岡山富男議員。

**〇10番(岡山富男)** 特に今、課長からも言われていますように、団地等が年々増 えていくというのがありますし、さくら団地も同じように増えていると思うので す。

ただそれだけではなしに、他の地域の方々、やはり子どもさんだけではなしに、これからの高齢者の方々が公共施設に行きたいと言ってもなかなか行けない、竜 王町の今の状態です。やはりそういうところでも、巡回ということを考えていかなければいけないというのが最もだと思います。

学生とか、そこだけではないというところもありますし、やはりそれと伴って、 私の考えですが、これを走らせることによって、今現在、近江バスさんもつけて おられます子ども110番というのが出ております。それと同じように子ども1 10番によって、何か不審が起こった場合にはそこへ駆けつければ、運転手さん が対応していただける。実際に私も昨日ちょっと聞いたのですが、町内でも不審 者が出ていると。今まででもこういうことで不審者が出ているというのは聞いて おりますので、竜王町は安全だと言っても、不審者が多く出没しているというのが現実ですので、その辺をもっともっと対策として、ただ赤字覚悟で出せないというものではないと思うのです。そういうことはもう少し検討の余地があると思うのですが、その辺の対策としては考えておられるのか、再度質問させていただきます。

- 〇議長(中島正己) 小西政策推進課長。
- ○政策推進課長(小西久次) 岡山議員さんの再質問の中で、子どもだけではなしに 高齢者等の交通の利便性、コミュニティバスの利用、それから安全・安心のまち づくりのための子ども110番等の地域の安全面もというお話がございました。 このことにつきましては、当然、先ほどからも回答の中で申し上げましたけれ ども、やはりまちづくりの中での公共交通というものの基本的な考え方、またコ ミュニティバスの基本的な考え方を、当然、先ほど申し上げましたように住民の 代表で組織していただいています公共交通対策協議会等がございます。この方た ちともご相談申し上げながら、今後におきまして当然、議員のご意見のとおり、 やはり安全・安心のまちづくりのために今後検討させていたぎたいと思っており ますので、回答とさせていただきます。
- **〇議長(中島正己)** 次の質問に移ってください。10番、岡山富男議員。
- **〇10番(岡山富男)** 「機構改革に伴う事務事業の効率化は」ということで質問させていただきます。

課設置を、11 課 1 局 1 室 40 係を、9 課 1 局 1 室 28 係に組織変更を行うようになって、職員数も減り、スリム化にされましたが、職員の作業内容は前回よりもどれだけ多くなったのか、お伺いいたします。

また、自律推進計画では、職員数を1割減らす目標を示しておられますが、単純に職員数を減らすだけでは、平常の業務にも支障をきたすと思います。労務管理をする上で、職員分の仕事をどのようなアドバイスやフォローを考えておられるのか、具体的にお聞きいたします。

また、新体制になってから職員からのアンケート調査をされたと聞いておりますが、それに対しての改善はされたのでしょうか。組合との懇談を定期的にされているのでしょうか。IE研修制度、自主改善、QCサークルを取り上げて、職員さんの作業を効率よくできるように考えていくと前回にも回答いただきましたが、その結果はどうだったのか、お伺いいたします。

**〇議長(中島正己)** 青木総務課長。

○総務課長(青木 進) 岡山議員さんからの「機構改革に伴う事務事業の効率化は」 に対するご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、平成17年4月に機構改革を行いまして、組織のスリム化を図りました。また、平成18年度におきましても、国の制度改正に対応するため、一部機構改革を行い、より円滑な業務遂行ができるように体制を整えたところでございます。

ご承知のように、今年度の職員数は、全体で前年度に比べ2名の減となったところでございます。職員定数については、「竜王町行政改革集中改革プラン」の中で、平成16年4月を起点に3ヵ年で1割の削減とし、平成17年4月を起点に集中改革プランの目標年次の平成22年4月には、4.6%以上の削減目標を掲げております。

そのような中で、県からの権限委譲事務もございまして、一人あたりの業務量は増加しているものと考えております。ますます複雑化かつ高度化いたします事務量を数値的に測ることは困難でありますが、どれだけであるかということを申し上げることはできません。限られた職員で知恵を出し合い、工夫しながら、より一層効率的な業務遂行が求められているのが事実でございます。

さて、IE研修やQCサークルですが、これは民間企業において多く導入されている手法でございます。竜王町の場合、事務改善委員会がこれに近い形のものではないかと思います。平成17年度には、まず年度始めから中盤にかけまして、事務改善運動の提案項目の中から、特に調査研究の必要性が高い「事務の効率化」「職場環境の改善」「職員研修」の3つの課題について、グループで調査研究を行いました。できるものから実行しているとろこでございます。

さらに、年度後半には機構改革につきまして検証するため、3グループに分かれて部門ごとの検証と、効率的でよりよい住民サービスが提供できる体制となる検討を行い、改革を進めました。

また、機構改革以降、適宜各所管の業務の進捗状況、事務量ならびに勤務状況 について、所属長を通じてその把握に努めております。さらに、労働条件にかか わる事項につきましては、適宜、職員団体との協議の機会を持っているところで ございます。

平成18年度は、人材育成の視点から、新たに人事評価制度導入事業に取り組むにあたりまして、担当課である総務課で先進地の取り組みビデオを観たり、評価制度とはどのようなものか、またどういう手法で取り組んでいけばよいのかな

どについて課内討議をしており、全国市町村国際文化研究所の専門的研修の受講 を予定しているところでございます。

さて、IE(Industry Engineering)の研修とは、「作業研究」とか「生産工学」と訳されているようです。いかにしてムリ・ムダ・ムラがなく効率よく作業をし、仕事の価値を高めるかであります。そして、それぞれの職種で優れた技能や高い業績をあげた者に共通する行動特性に注目して、標準的な行動を導き出そうとするもので、生産管理の業種に多く用いられていると伺っております。

私たちの公務現場では、これと少し様子が異なりますが、人事評価制度の中で 掲げる「職責に適応した行動目標」ということと通じるものであるのではないか と考えております。

今後におきましても、事務改善委員会の継続と人材育成のための職員研修や人 事評価制度により、住民の方に信頼される職員を目指して、より効率的な業務遂 行に努めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問にございました職員アンケートは実施いたしておりませんが、今後、人事評価制度を導入していくにあたり、必要に応じアンケートを実施いたしたいと考えております。以上、岡山議員さんのご質問に対するお答えといたします。

# **〇議長(中島正己)** 岡山富男議員。

**〇10番(岡山富男)** 特に事務の効率化、職場の環境、勤務状況等、今もずっと考えているという話がありますが、この定例会が始まる6月5日の日、町長の方から、朝から1人救急車で運ばれた。少し過労でという話を聞かせていただきました。

実際にその職員さんというのは、今まででも多分、長いこと作業をされたりとか、 土曜日・日曜日まで出てきて作業をされているというお話は聞かせてもらったこ ともありますし、前に町長は、私が1回質問させてもらった時に、「長いこと残 業はあまりさせたらいけないのだ。また、土曜日・日曜日まで出てきて作業をし ているということは、これは問題だと。直ちに調査して、そういうことがないよ うに検討していく」という町長の回答を私はいただいたと思うのです。

実際にそれからでも、夜10時過ぎでもここを通っても、まだ電気がついて作業・仕事をされている方だとか、土曜日・日曜日まで来られて仕事をされているという方もおられます。なぜかということになると、やはり8時間内で仕事ができない。それ以上の仕事を持っているためにできないということを言われており

ます。その方が、手が遅いのかということではないと思います。実際に一生懸命やっておられると。その中からでもできないから、来てでもやらなければいけない。そのために家庭を犠牲にしてまでやっているというのが現実だと思います。小さい子どもさんを持っておられる職員さんもおられると思います。子どもの顔を1週間丸々見ないという現状があるかなと思っております。そういうことでは、今後、竜王の職員さんを募集しても、そういう噂が出てくるということは大変不都合になるかなと思います。やはりそうではなしに、今、課長が言われるように、事務の効率化とか職場の環境、こういうもので生きがいを持って仕事をしていただけるような、そういうことを考えておられるのかというのを、再度町長から、また助役からでも結構ですし、ご回答がもしいただけたらありがたいと思います。

### 〇議長(中島正己) 勝見助役。

**〇助役(勝見久男)** ただいま岡山議員さんから、職員の体制につきましての再質問 にお答えさせていただきます。

職員の定数削減の計画につきましては、一定の計画があるわけでございますけれども、今お話がありましたとおり、職員の削減については、職員を減らすだけでは改革にならないと、全くそのとおりでございまして、職員の削減計画に合わせまして、1つは、先ほどありました大きな課・大きな係での、お互いの助け合いのできるような体制をとるということで、一定の組織改革をしてきたところでございます。

それともう1つは、そのことによって特に1人で1つの仕事に閉じこもらないということを常に言っておるわけでございますが、その仕事はその人にしかわからないというのでは非常に困るし、また、その人ひとりに非常に荷がかかるということになるので、大きな係で、また課で、お互いに助け合いのでき合える体制を常日頃からつくってほしいということで進めてきたところでございます。

そうした中で、それともう1つは、職員の削減につきましては、減らしていくことについては、アウトソーシングと言いますか、民間でやっていただけるものについては民間でやってもらうというふうなことも含めて考えないと、なかなか仕事を減らさないことには職員も減らせないということでありますので、そういうことについても一定各課それぞれ検討していただいて、できるだけ、今までたくさんのサービスをしてきたわけですが、その中でそういうものがないかということで点検をしてやっていただいているわけですが、それもなかなかすぐに進む

というものではございませんので、その辺の進み具合と、それから職員の削減の 方向性と、その部分がうまくマッチしないと、非常にしわ寄せがくるということ でこざいまして、そのことについてのいろいろな対策としましては、職員の削減 ではありますけれども、一定、どうしても回らないと申しますか、非常に仕事の 量が多い時、あるいは部分については、臨時職員さんの雇用をお願いして、そし て回るものは回っていただいているということで対応をしてきたわけでござい ます。

先ほど1つ、職員が非常に過労で倒れたというようなことの話を出していただ いたのですが、この状況を調べてみますと、原因は睡眠不足ではないかと、よく 調べてみますと、夜遅くまで仕事をし、また朝早くから出ているということで、 睡眠ができていなかったということで、幸いにすぐにまた元気になって帰ってく れましたので、ホッとしているわけでございますが、その状況を見ますと、今言 いましたように、やはりその人ひとりに非常に大きな仕事がかかっているという ふうなことでもありますし、早速それは仕事としてはやっていかなければならな いということでございますので、課・係を挙げて、また前任者の方々の応援も求 めて、そして対応していただいたということでございまして、それはその辺のと ころの反省も踏まえまして、1つは、やはり、先ほど言いました大課・大係制で 進めていくについては、それぞれの管理処理能力が問われてくるということであ りまして、やはりそれぞれの事務の掌握を管理職が努め、そこに至るまでにやは り方策・対策を講じていく必要があると思いますし、それにつきましては、やは りできるだけ早く、そういう状況になった時に対応を講じて、その人ひとりに荷 がかからないように、また県等のいろいろな報告物もあったようでございますが、 そういうことも含めて対策を講じる必要があったかなと思っておるわけでござ います。

それと、それに関連いたしましては、やはり、先ほど総務課長が言いましたように、それぞれの部署の事務の状況を、各課ヒアリングをさせていただいて、状況把握をしているということでございますが、そういった内容について、できるだけ早く助役なり町長の方に情報を報告いただいて、その掌握をした中でいろいろ対策を早め早めにとっていかなければならないと思っているところでございます。

そのようなことで、これからにつきましては、事務の能率化も含めまして、そ の削減に向けましての対策としてのアウトソーシングなり、あるいはまた事務の 効率化、パソコン等のシステム確立のところもありますし、事務の点検も含めま して進めていかなければならないかなと思っているところでございます。以上、 再質問に対しましてのお答えとさせていただきます。

- **〇議長(中島正己)** 岡山富男議員。
- **〇10番(岡山富男)** ありがとうございます。今、特に、事務報告や相談しなければならないとか、睡眠不足になっていると。そこまで仕事をされているということがあると思うのです。

私が認識している中では、8時間仕事をして、そのあと残業で8時間以上残業した場合には、次の日は休暇を取らなければいけない。また、代休を取らなければいけないという思いを、確かそうだったと思うのです。そういうことを実際に取れない状態になっているのかどうか。法律上で、労働基準法でそういう方向になっているというのは、承知をされているのかどうか。その辺はどうだったのでしょうか。間違っていたらごめんなさい。その辺は管理はされているのか。労働基準法としてのそういうことは実際にあるのか。きちんと認識されているのか。その辺をお伺いします。

- **〇議長(中島正己)** 青木総務課長。
- ○総務課長(青木 進) 岡山議員さんの再々質問にお答えしたいと思います。

職員がいろいろ正規の勤務時間以外に勤務するということでございます。その 基準につきましては、今、議員もご指摘のように、基本的には公務員の場合は地 方公務員法に規定がございまして、また、その内容につきましては国家公務員の 職員に準じて、我々の職員の勤務条件等も規定をされているところでございます。 ご指摘のように、その基本は労働基準法に置かれているということも、そのとお りでございます。

したがいまして、勤務時間以外の、特に土・日、勤務を要しない日の勤務につきましては、振り替えということで違う日を指定しながら、振り替えによる休暇を取っているという状況でございます。

また、深夜に及ぶ場合、10時以降、当然、時間外につきましても割増賃金が出ておりますし、10時以降の深夜勤務につきましても一定の制限がございます。その辺の、今回こういうことがございましたけれども、基本的には条例とか、そういうものに則りまして、職員は時間外に出た場合には、また違う日に休むというような運用をさせていただいているところでございます。以上、お答えといたします。

- **〇議長(中島正己)** 次の質問に移ってください。10番、岡山富男議員。
- **〇10番(岡山富男)** 教職員体制について、質問させていただきます。

幼稚園では、加配が必要な園児が増えていく中で、養護教諭の役割・ウエイトが増えていると思いますが、現実的に臨時職員など加配職員によって職務が遂行されています。いざ何かが起きれば、また、子育て支援の観点から、園児一人ひとりの対応をどのように見ておられるのか。それぞれの園に適切な職員を配置し、園児や保護者が安心して幼稚園教育を受けさせるのも、行政としての責務ではないのでしょうか。お考えをお伺いいたします。

また、小・中学生の方にも加配が必要な生徒も増えているとも聞いています。 県に頼ることなく、町独自で職員を採用してはどうでしょうか。お伺いいたしま す。

- **〇議長(中島正己)** 村地教育次長。
- ○教育次長(村地半治郎) 岡山議員さんの幼稚園の職員体制のご質問について、お答えいたします。

幼稚園現場では、職員体制としまして、3歳児では1学級20名の定数、4歳児では30名、5歳児では35名となっております。これの職員配置としまして、3歳児では正職員+3歳児加配として臨時講師1名、4歳児では正職員+障害児のいるクラスには障害児加配として臨時講師1名、5歳児では4歳児と同じく正職員+障害児加配として臨時講師を1名配置し、それぞれの業務を遂行しております。

また、養護教諭の配置については、西幼稚園には正職員、竜王幼稚園においては臨時講師を配置しております。この養護教諭の配置制度を取っている幼稚園は、県下では数少ないと聞いております。議員も仰せのとおり、近年、配慮を要する園児が増加しているのも事実であり、教育委員会としましては、幼児教育の大きな課題ということで認識しております。

現今、義務教育現場におきましても、学級定員の見直しがされておりまして、 教育委員会としましても、教育委員さん、幼児教員の専門の先生方の話を聞く中 で、課題解決方法として、幼児教育現場においても学級定員の見直しを検討しな ければならないと思っております。

続きまして 2点目のご質問ですが、議員も仰せのとおり、小・中学生の児童・生徒において、配慮いわゆる特別支援を要する児童・生徒が  $6 \sim 7$  %いると言われております。このため、昨年 4 月より教育支援室を立ち上げ、また学校、子ど

もさん、保護者等に、よりきめの細かい指導・助言を図られるよう、本年度より 現職の教員を町単独、いわゆる割愛で教育支援室に配属しております。

また、学校現場においては、県の補助を受けながら、教員また生徒が相談する スクールカウンセラー、また町単独事業として児童が相談をする心のオアシス相 談員、県の補助を受けながらスクールケアサポーター等を随時派遣しております。

また、コミュニケーションの能力に問題のある子どもさんに対しては、町単独 事業として「ことばの教室」、不登校児童や生徒さんに対しまして「あすなろ教 室」を開設しております。

今後も、特別支援を必要とする園児・児童・生徒に対しまして、いろいろな制度を取り入れる中、教育支援室を中心として、関係機関、団体、また先生方との連携を密にし、きめ細かい障害児教育の一層の充実・推進に努めたいと考えております。以上、お答えといたします。

- **〇議長(中島正己)** ここで、小西政策推進課長より発言を求められておりますので、 これを許可いたします。小西政策推進課長。
- ○政策推進課長(小西久次) 6つ目の若井敏子議員さんのご質問の「篠原駅と駅前の改修整備について」の再質問のお答えをさせていただきます。

再質問の中に、篠原駅の駅の管理なり運営はどういうふうになっているのかというご質問がございました。駅の管理につきましては、JR篠原駅についてはJR低江八幡駅が統括管理をされておりまして、その中で、篠原駅につきましては駅長はおられません。

また、営業時間につきましては、朝5時半から零時30分までという営業でございます。ただし、職員につきましては24時間体制でしておられると。それから、通常の勤務体制でございますけれども、日勤1名・夜勤1名ということで、日勤につきましては朝から夕方にかけて、夜間につきましては夜から翌朝にかけてということでございます。

それから、電光掲示等の設置についてでございますけれども、篠原駅推進協議会、またならびに行政等につきましては、設置につきましては負担をしておりません。恐らくJRが設置されたものと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

**〇議長(中島正己)** これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の 会議を閉じ、散会いたします。 大変ご苦労さまでございました。

散会 午後2時12分